

116  
27

民權  
板垣退三  
世記  
全



1761.

明治十九年十一月十一日 内務省支庁

まかきくよ何を種とての浮草の其根を事さへも世に刊行す  
 る草双紙の多かる中に近時金松堂より發兌たる板垣君近世紀  
 閣下君が自由黨の總理とあられてより今日迄の經歷を綴り  
 たる實事録は、往々民権を擴張んとする  
 の志士は、必らず君の事は往々發兌出版の數  
 に讀易かるの書すくあけれど是の近世紀  
 一讀人をして了解やすからしむは最も編  
 纂に改進にて望家の聞えある東洋太朗  
 君の校閱を施すに至れり盡せりと云べし將に此書の發兌  
 の際に金松堂の主個が需むるまゝ、視の水の浪のうねく  
 高のふひしげる事を祝して序に代ゆ

庚午水無月中旬

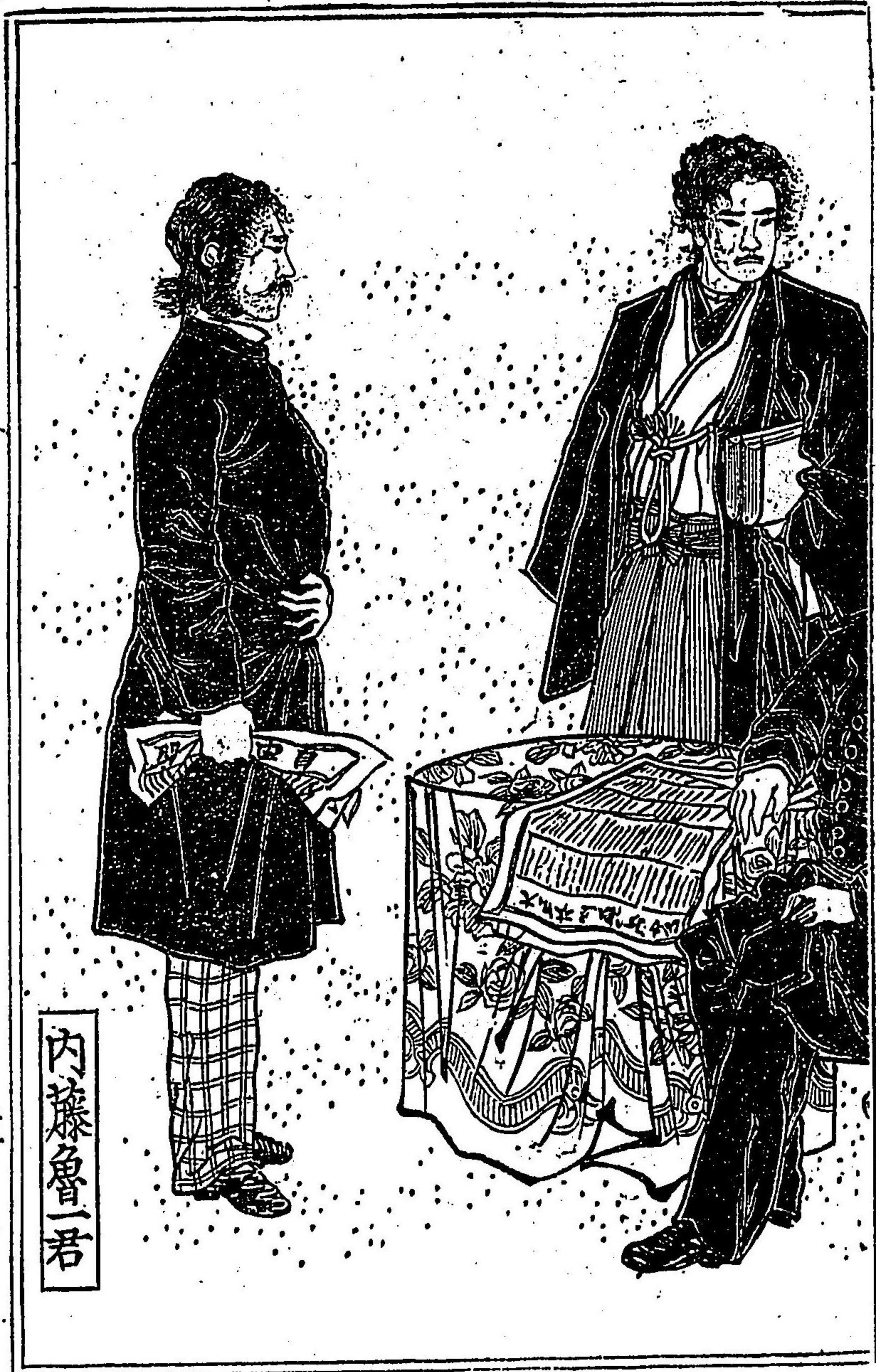
在東京 南海の一閑生

勝文士誌



板垣退助君





内藤魯一君



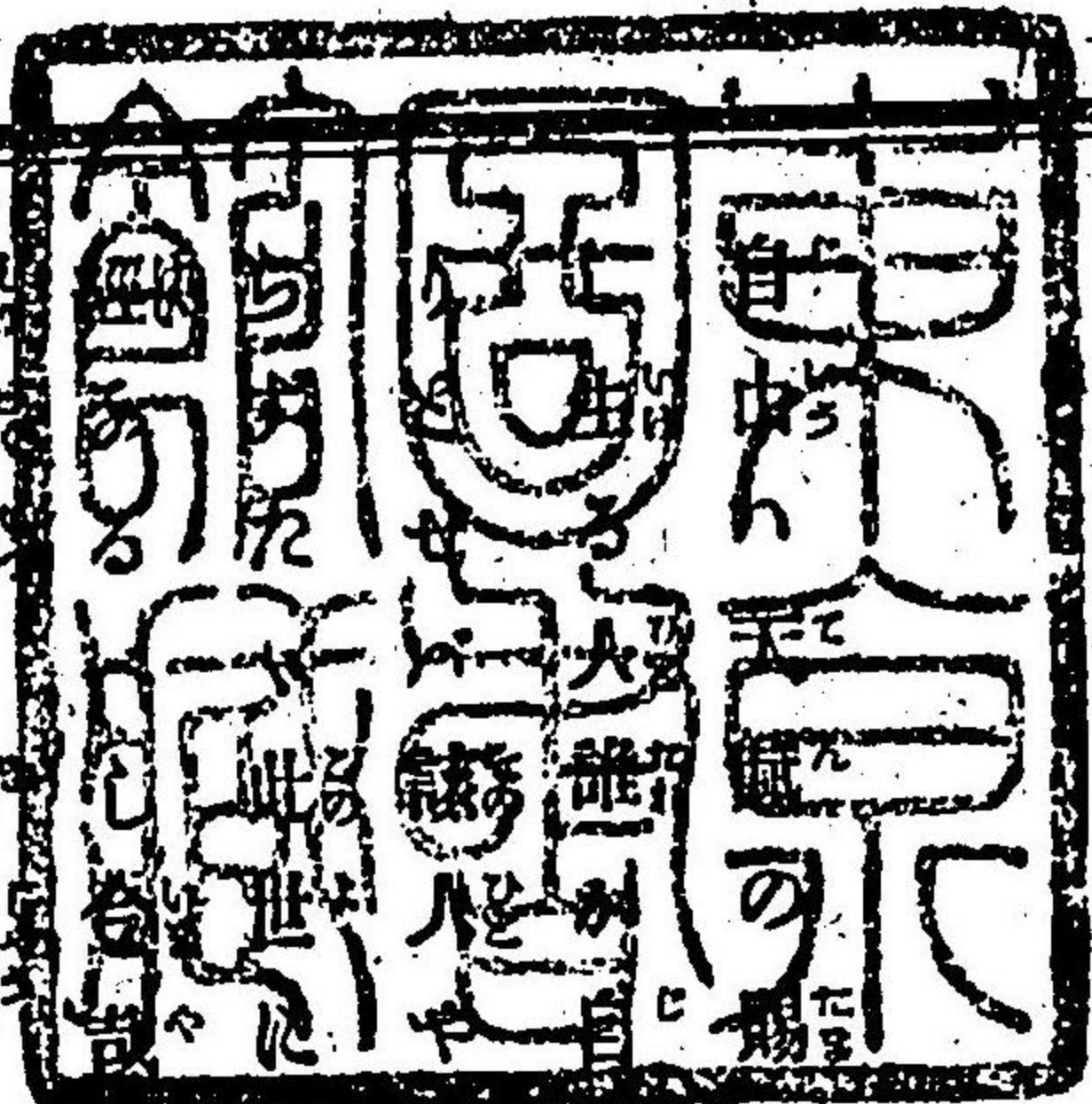
中島信行君

大井憲太郎君

後藤象治郎君

5511  
43

板垣君近世紀聞



ものなり自主の天賦の精神あり凡そ生と  
 主自由を貴としとせざる者あらんよしわ  
 天の賜ものを取らず我精神のある處を知  
 出しのみに停まり木偶の坊も同じき無神  
 我日本三才の童子といへども自由を説自  
 主獨立の氣象を帯び行どころとして民權の伸暢を計らざ  
 るいなし盛んあり賀すべしといふべし此氣運に至りしハ  
 維新以降 聖天子の徳澤により日に文明にすゝみ開  
 化の域におよびし乃ち天賦の賜ものあれど慶應の初年

東洋太朗 閱  
中島市平編輯



相原尚娶

までい卑屈に甘んじ壓制の治政を習慣としたる日本人民  
よして未だ十五年の星霜に満たざる明治政府の下に斯の  
とく自由改進の説熾んに起きたるまた以てこれを獎勵す  
るの泰斗あるが故あり其人や誰そ前参議正四位板垣退助  
君その人あり或人同君を論じたる一篇あり今左に掲ぐ高  
木衆あ秀づる者の其風に受くるや必らず高位衆に挺るも  
のり其毀譽隨がつて多からずんばあらざるなり其譽多き  
の人亦毀あくんばわらず古への眞宰相相譽を後世に遺  
そ者といへども其時にわたつてや多少の毀りなき者のあ  
らざるなり蓋しその一方に向つて博する所以の者のすな  
いち他の一方に向つて毀を來す所以のものなればなり况  
や才ある者必ずしも品行方正ならず品行方正なる者の必

らず又才あるにわらず文のある者あるひい膽あきに苦し  
み義ある者或ひい力あきにあやむ今日廟堂の上に立て金  
印を帯び象笏をばさみ天下の大勢を左右する者一にして  
足らずそもく亦草莽の間に處して衆民の總代となり万人  
の先導となる者少なからざるに非ず然れども已に譽れを  
才に博する者多くい薄行輕佻の毀あるを免かれず練熟に  
ほまれある者或ひい文と義とに缺るあるの毀あきを免か  
れず見るべし藝に維新功臣の譽れを博し三才の稚童も其  
譽を稱したる者前にい江藤前原毀を國賊と遺し後にい西  
郷桐野以下の毀を江藤前原に同じふするあり大久保参議  
の非命に死する又島田等の毀る者あればあり今廟堂に立  
つ者にい黒田氏の開拓使拂ひ下げに於るがごとき毀りな

しと云ふ能はざる者のとく其他烟花塲裡の毀り道徳上の  
毀り多少これなき者蓋し稀あり或ひ之をあらん予未だこ  
れを知らざるなり獨始終譽を落さずして又毀りの人耳に  
上らざる者の今日君と勝君あるのみ而して勝君のごとき  
の皎潔潔行を事とし超然高蹈を意とし復た譽を今日に博  
せず只昔日の譽を守りてこれを能く墜さざるのみ嗚呼往  
もの已に伊藤諸人のごとく存する者また毀りなき少あし  
能く此間に處して舉止譽れを得る者獨り板垣退助君其人  
歟初め覇府七百有餘年襲因の勢を撓め顔を驚沙に傷け肌  
を利刀に觸れ死生の衝に當つて尙且つ辭せず終に古來未  
曾有の大功を濟し以て今日の盛世を階す其譽れや以て百  
世に傳ふべきあり創業の譽れ已に是のごとし其  
聖主天

下を一統し大鼎都に安んずるに及んでや乃はち參議の重  
任を帯び天下の大勢を左右し譽れを木戸大久保西郷等の  
諸氏に均しふし守成の譽れ併せてこれを博す其一旦征韓  
の論廟堂を動かし議合ずして決然位を辭するや人をして  
徐庶蜀を去る安石出でざるの思ひあらしむ是より板垣退  
助の四字の愈々天下の間に重んぜられ世人の君を視る漸  
く參議諸君に異あるに到れり已にして大坂の會再び顯要  
の職に上り又譽れを傷るあく再び退くやまた毀りある  
にあらず以上の數の者皆以て君の譽れとあすに足れり然  
りと雖ども以上の者のとき君に於て抑々小事なり彼の  
日本開闢以來いまだ曾てこれを夢にだも視ざる民撰議院  
論を提出し副島後藤の兩氏とこれを大政府に建議して一



世の耳目を聳動し愈々人をして板垣退助の衆参議に異な  
るゐるを感ぜしめたり爾來繼で民撰議院を稱道する者朝  
に野に踵を接するに到る然り而して多く或ひに利の爲  
に其説を變じ或ひに半にして其志しを挫くに到る君と  
じく建議を呈したる副島後藤兩氏の如きも一商業に心  
を委し一身を閑地に容れ所謂の始めありて終りあきも  
の也(副嶋君今再び民権家流に入ると雖ども中ごろ一旦節  
を挫く者とせざるを得ず)君獨り志しを持する益々固く今  
日に到る迄百計千慮或ひに社を結んで演説に従事し或ひ  
の大坂に政黨を團結し其爲所一として譽れを博するに足  
ざるなし今年るときや君自ら諸國を遊説し山の峻險川の  
急激甘んじて之を跋涉し旅亭の孤枕に秋夜の漫々たるを

嘆じ異郷の斷林に悲風の颯々たるを感じ國の爲に身の辛  
苦を辭せず天皇陛下の聖詔あらせ賜ふも至仁至慈の浩  
徳に出ると雖ども抑も君等が拮据民心を提撕せしもの與  
かつて力ある多しと云ふべきあり今君の地位を以て一朝  
屢を折れば位参議に昇り祿五百圓を食むの易々たるのみ  
若し然るを得ば高軒肥馬を驅て赴々たる武夫前後を護衛  
し方丈の食前に列し窈窕の女後を擁し春の新橋解語の花  
に酔ひ秋の墨江の畫舫に西施を載せ朝歌晚舞其欲するど  
ころに従ひざるあし見るべし今高位に在る者の樂んで憂  
ひあきを之を是れ顧みざる豈履のとく却つて辛苦を甘ん  
じて憾みず嗚呼君もまた方今の入傑あるかあ然りと雖ど  
も凡そ一世の望みを繋ぎ千歳の名を遺すの其實あふして

一時の虚聲に依るべからず君にして果して其實あらば誠  
に譽れを一代に専らにするに足る若し一時の虚聲に出る  
ときあらば務めて人心を籠絡するあらんとするも輕佻浮  
薄の青年輩の之に付和するも苟くも爲すあるの士の退ひ  
てこれを笑ひんのみ爲すあるの士退ひて與せずんば假令  
ひ青年輩の君を仰ぐ泰山北斗のときも終にもつて大功を  
あす能はざるなり良や万一にしてその功あるもこの輩よ  
り得しの譽れは眞の譽れに非ざるなり此譽れをもつて眞  
の譽れとあし自ら此譽れに甘んじて足れりと爲さば君も  
又人傑と云を得ざるあり君の譽れも久しく保つ能はざる  
なり只これ君の果してその實あるや抑も又虚聲たるか  
我之を知らずと雖ども暫く其現狀に就て品評を下さば未

だ必ずしも一二の間は味を挾むなき能はざるなり蓋し  
一代の譽れを専らにし天下の耳目を聳動するもの必ず  
其素あらずんばあらず孫呉の名將の譽れを後世に博せし  
ひ其素ある遺書に就て知るべきあり君が維新の功其軍容  
果して如何の事ありしか我却て西郷頼本大鳥諸子に於て  
之を聞も君に於て其如何を聞ざりし也歐洲諸大家の民權  
論を主張するや必ず皆大著述の眞理を喚發するもの有て  
天下を刮目之を講讀し嗚呼某氏の眞又自由の眞理を知る  
者あり民權の公道たるを知る者ありと之を慕ひこれを仰  
ひて依頼するに至らざるあし今君の自由を主張し民權を  
唱ふるは天下悉く之を知る若し夫君が自由の若斯して天  
理に合し國會の若斯して天下治むべしと云ふに至つてハ

一の耳目を聳動するの大著述なきを以て之を知る者稀あり苟くも其是なき間ハ君が今日の大名ハ果して實あるか抑も虚なるかを知るべからざるなり人ハ或ハ曰ん其著也國會開けて後應に之あるべき也今にして君に望むハ君の心を知らざるの言のみと豈夫れ然らんや君よして果して名謀奇策の國會に施すあつてこれを天下に唱道せば一ハ人心君に依頼し一ハ政府君に屬望し國會を開くの聖詔十月十二日の前にある未だ必ずしも知るべからざる也何とあれバ我聖天子ハ常に天下の治平を望ませ賜ひ我政府ハ能く聖天子の意を躰し奉れば苟くも以て治平の路あれバ必ずや等閑に付し去らざればなり是に由て觀れば此君が維新の軍功ハ時勢の機又投ぜし者にして以て顯職

に在て譽を天下に博せしも皆僥倖の結果なるべく今日自由家の木擇と仰がるも恐らくハ亦一時の虚譽を得たる者にあらざるかと君に向つて攻撃を試むる者あるも我輩ハ君の爲に此うたがひを解く辭なきに苦しむあり嗚呼高木衆に秀づる者の其風を受るや多し高位衆に挺づるもの其毀譽したがつて多し君今日の譽れを得るに當つてや能く毀りを防ぐの道を講せざれば其譽れも虚譽の疑がひを免れざるべし而して其毀りを防ぐの道や他なしその實を滿天地にしめすのみ我輩の時を待ちて君のために大聲疾呼或人の疑がひを解んのみ板垣君が我國を憂ひ冠りをかけて朝を退ぞかれし以來屢々東京に出て東洋の自由を喚起されしのみある世人の識る處にして昨年(明治

十四年(大坂)より再び出京され各地方の有志が招ぎに應じ懇親會或の政談の演説に自由を説き改進を冀圖せらるゝの云までなけれど去るころ甲州の有志等が招待したりし席上にて演説せられしこそ同君が卓説を知るに瞭然たれば今寫し出して本巻に掲ぐ諸君よ我自由黨の未だ純全の政黨たらざれば余が茲に諸君の請に應じ聊か意見を演述するの親睦の會話にして黨中の政談にわらず是實に將來政黨の團結につき大ひに期する處あるが爲なり夫大丈夫の世に處し業をなすや其難きを期してこれを勤むる時ハ則ちその成るや難し故におよそ業をあすや先その難きを知り以てこれを成さん事を期せざるべからず今や我黨協心努力もつて自由の苗を植自由の實を穫んとするに當

つてハ先その開拓すべきの原野を視望し其開拓に障礙をあすべきを観察しその業の難きを知り而して後未相を把て事業に従べし仍て先余ハその障礙を茲に述べてその業の難きを知らさん我邦舊來封建の制によれり其國を建るや群衆の武力によつて民を服し以てこれを統御したる者で衆民の共同によつて國をなし以てこれを治轄たるものにはあらず民の國事に参らず宛も奴隸のごとくあるゆゑ國家と秦越の思ひをいだき毫も共同の念なく武士の僅かに國民の格を有るもたい君命に従ふを以て本文とあし其他の事ハ知らぬ振なれば私己の自由あるハ知つても公衆の自由あるとを知らず一國の交はり結びハ君臣の綱維によつてこれを繋持に過ぎ故に一朝君臣の綱維を解に逸んでハ

人心の潰散收まらず其自由ある者の動もすればあやまつて放縱自恣又陥り私己の自由を屈して公衆の自由を伸るを知らず是其障礙の第一なり封建の政事の専政をもつて民を治め人の自治の權あきを以て有爲の者の人を治めんとするの心を長じ其自から治むべきを知らず己れ治者たるにあらざんば以てその力を施すにどころあしとなし其地位を争ふてこれを干め公衆の爲に讓るべきを知らず若し人その讓るべきを知らず己れ自から爲さんと欲するの心ある時のまた從がつて猜忌の心を生じ人の功をそこあひ名を毀つくるにいたる此氣風たる或ひは公途を行ふにれ或ひは私處を行なれたり是其の障礙の第二なり有爲の者の自ら専政を施し己れ人を治めんと欲し之をして

自治に任せしめざるべき其力あくして人に治めらるゝ者の専制に服従するを以て自ら分とし倚頼の氣を養ひ獨立の志しを鎮し克く自由自衛するなく人によつて以て事をあさんと欲しその人に黨して其道に與するを知らず我が國專制の舊きこの弊をして殆どすくふ可からざる俾むるに至れり是れその障礙の三あり封建の世に方つてや士に其權責の并び重きを以て厚く教育をうけ智力にとぼしからずと雖ども自餘の民の只管税を貢し財を殖するを以て本職とあし教育の澤を蒙むらざれば財力に富といへども智力にとぼし是によつて智力と財力と併立すもつて相背地するよいたれり且外交一トたび開くるに及んでや氣運急に進み泰西の文物の燦然として光輝を煥發しその

氣運の少壯に移るの速やかにして老長にうつるの遅きを  
もつて概して少壯の輩の泰西の文物に養はるゝも老長の  
人の封建の陋習に安んせり故に老長に存するの経験と少  
壯に發するの學識との相よつて以てその功を奏せず互ひ  
に離乖するの弊を生ぜりこれその障礙の四あり我邦の治  
弊たるや中古士民の兩族に分れし治者の位を占め而し  
て民の被治者の地に居れり世襲俗をなし政權主として治  
者の手に歸し士は國政に參かるをもつて専務となしたれ  
ば政治の思想に撓むといへども民は其治めらるゝ以て自  
から分し國政に參からざれば政治の思想に匿し蓋し其治  
弊のために養成せらるゝ年既に舊きをもつて下愚の徒の  
政治の思想卑陋の域におちいり甚だしきり絶てその思想

あきに至れり或ひは我邦人民政治の思想いまだ發達せず  
と謂ふ所以のもの即ち下愚の謂にして上智か政治の思  
想の高尙の點にすゝみ今上智と下愚との政治の思想天壤  
の懸かくを生じ其あひだほとんど調和を失なひ智ひます  
く智にして愚ひますく愚なるの弊ありこれ其障礙の  
五あり我建國の既に二千五百有餘年の舊きにあり幾多の  
變遷を経歴し政變また少あからずと雖ども或ひは兩朝統  
を競ひ或ひは群雄覇を争ふに過ずその能く政治の大弊  
を更革するものなく永く專制の政事とあり百年一の如く  
もつて今に國歩上進の機を誤れり之を泰西列國の進勢に  
比すればその遲速固より同日にして語るべからざるあり  
夫未開の民の天然の氣性を存し長育の原質に乏しからざ

れバ猶これに幼といふべきも半開の民の人為の政法に殖  
 なりれ發成の勢力を缺きたれば寧ろこれを老たりと謂ひ  
 ざるを得ず我邦人民の猶幼なるにあらざして既に老たる  
 の弊ありこれ其障礙の六あり我邦の教育たるや神儒佛の  
 三者よりあり太古神政の遺傳にして永く王政の輔翼とな  
 り佛敎の外よりもたらして今國敎となりたるも亦常に政  
 治の覇屬とあり政敎一致の跡を爲せり又儒敎の政治と道  
 徳とを錯雜し脩身治國をもつて一途とあし政府をもつて  
 師父自から居り人を教導すべき者とあせり斯く政敎の分  
 をみたるがゆゑに官府施政上において其公義を行ふべ  
 きの政治を以て私行に干渉しまた社會交際上において  
 私交をもつて社交を害し社交をもつて私交をさまたぐる

の弊を生ぜりこれその障礙の七あり我黨が開拓すべきの  
 原野を視望に斯のごとく荒蕪たる障礙を見出したればそ  
 の業のかたきを極めて知るなり余や力を併せて諸君と一  
 もに此原野を開拓し此障礙を去んとするに當つては何を  
 以て未耨とあし從ぐらんや今やわが黨立憲政體を建て  
 つて公衆の自由を全たふせんとするに方つて人々單獨  
 の心を去り共同の念を興し人衆相よつて成意する事に慣  
 がらざるべからずそれ國を建て政事を施す所以のもの  
 の衆力の結合よつて以て各人の權利を護るにあり故に人  
 各々政治に頼んで自由を享けんとほつせば天然の自由を  
 割きもつて人文の自由を享くるの方をもとめざるを得ず  
 若し人各々獨立し公衆の力に頼らずしてその性を遂ぐる

を得ばすあひち自放自恣も天然の自由を割くを要せず  
 といへども人の相交結し公衆の力に頼て其性を遂ること  
 をうるもの互ひに容忍し人文の自由を享くるをもつてそ  
 の分を爲さざるを公衆の自由を伸ぶるのすあはち私己の  
 自由を全たふする所以にして社會成立の本跡あり我邦人  
 民共同の念に乏しく各單獨の心を持し私己の自由を屈し  
 てもつて公衆の自由を伸ぶるを知らざるの専制の積習こ  
 れをしからしむるあり故に此弊を矯正するの道の人民を  
 して參政の權を得國家公同の事にあづかり私利公益の二  
 致なきを知しむべきのみいやしくも我黨たらん者の單獨  
 の心を去つて共同の念をおこし以て公衆の自由を伸べん  
 とを求むべし是余が諸君に望むところの一あり我黨の自

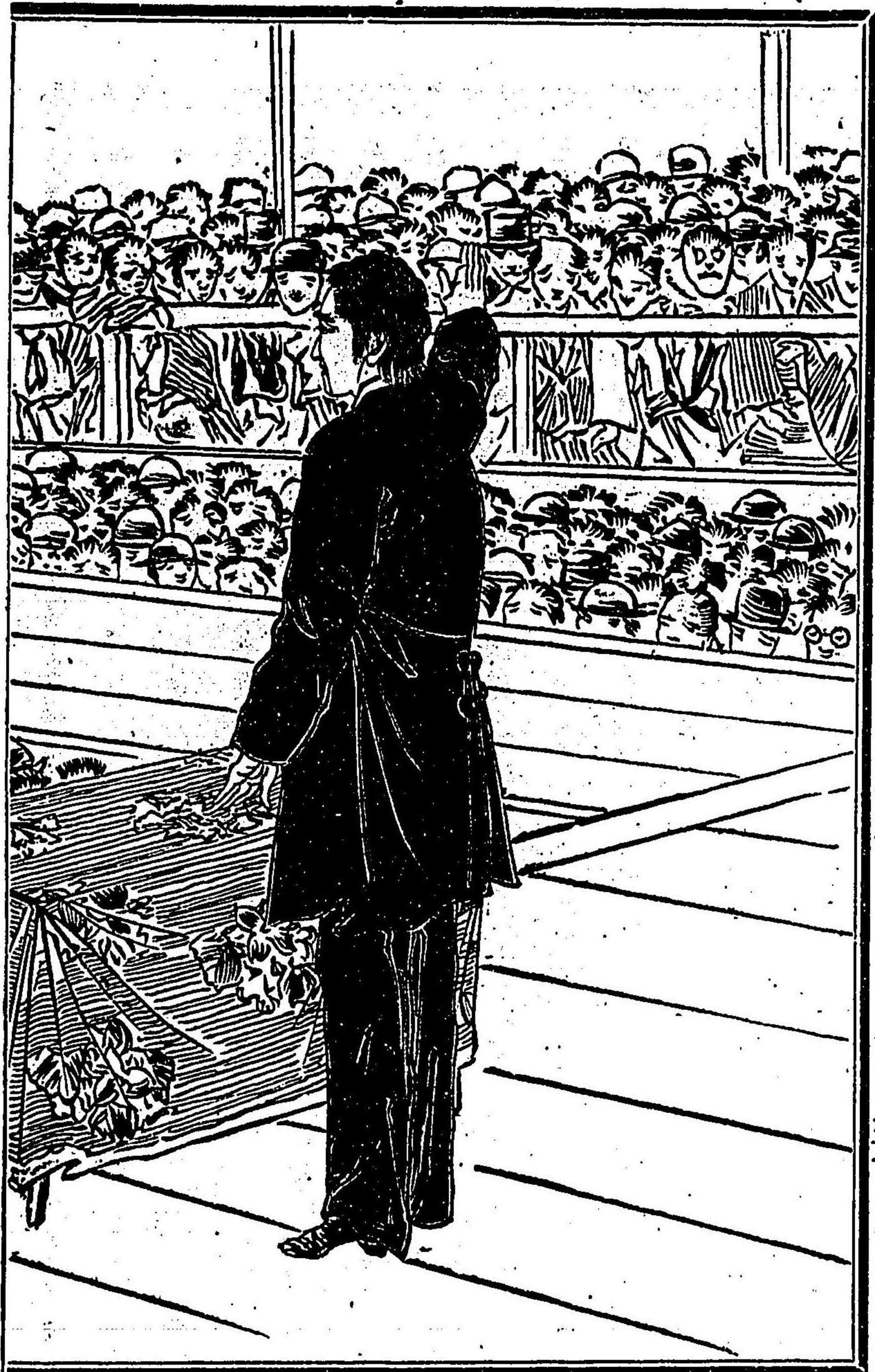
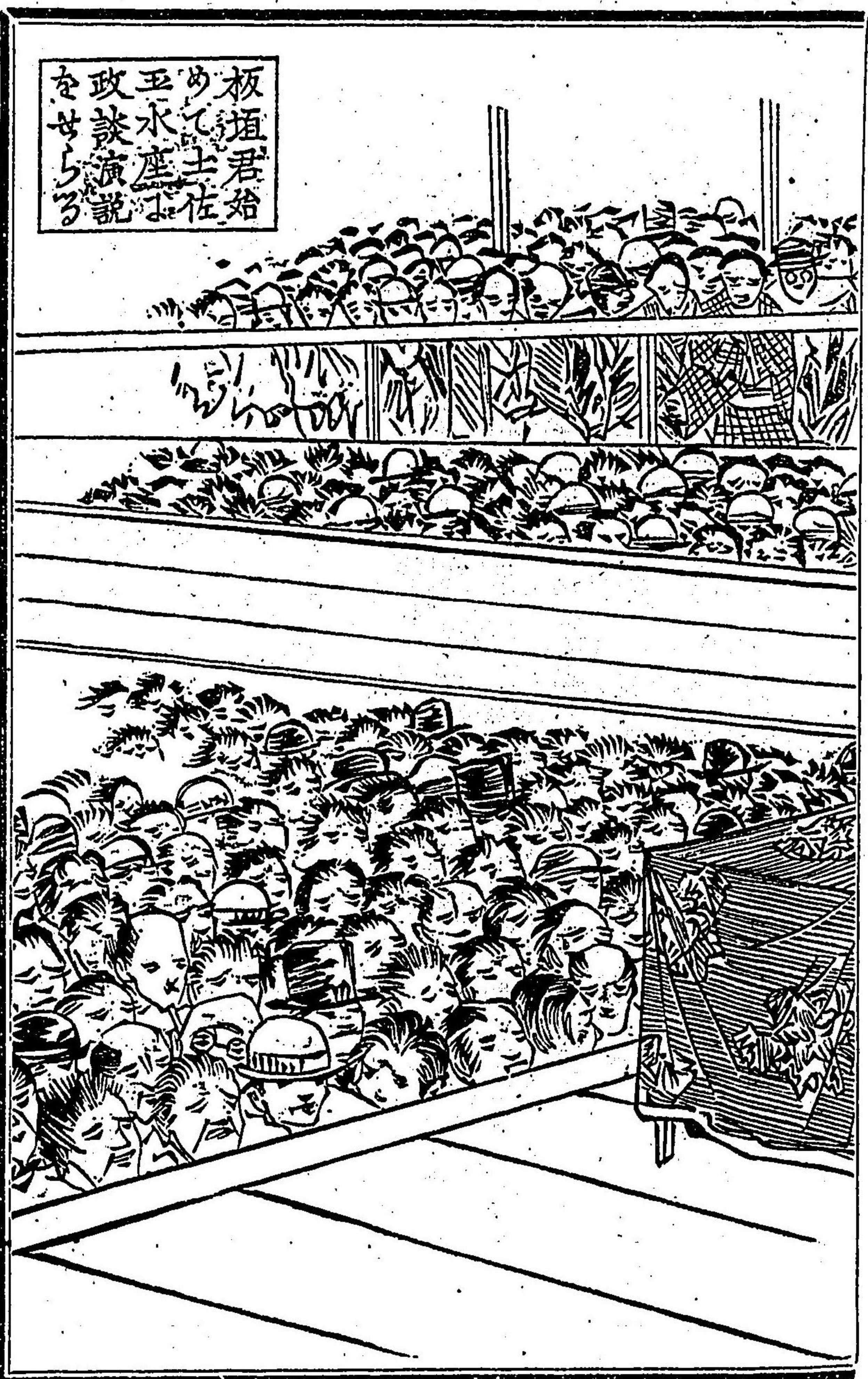
から治めんと欲する者にして人を治めんと欲する者にあ  
 らざるあり夫れ人を治むるの易く而して自から治むるの  
 難し蓋し難きを避けて易きに就く人の常情あり然れど  
 も世の先覺を以て自ら任ずる者の宜しく易きを人に譲る  
 而して難きを己に取るべし一世の毀譽を憚からず一身の  
 安危を顧みずもつて天下の大權を排し千古偉功立るの大  
 丈夫の自から分とす處あり凡そ其業の難くし天下これ  
 を成すもの寡あき即ち人その功を立るの地あも若そ  
 の業の易くして天下これを成すもの多ければ豈功を立る  
 の地在んや其才を試み智を用うるの地の綿々として餘裕  
 あり何ぞ必ずしも治者たるを要せん哉彼の英國の碩儒ス  
 ペンサー氏の世道を進むるを以て己が任とあし自ら吾の



坤輿の帝王あり眞正の立法者なりと稱せり嗚呼大丈夫たる者超然自治の境に立ちその業の難きを成以て能く世道を進め有政に施さばこれ亦政を爲す何ぞ必ずしも其任に居て政を爲すとせん哉我黨たらん者の其易きを人に譲りその難きを己に取り猜忌の念を却予け公明の心を懐きもつて自治の業を創むべし是れ余が諸君に望む處の二也今也我黨團結を堅くし以て敵黨を敗らんと欲せば各々獨立の氣を鼓舞し堅く相信じてもつて其道に與すべく以てその人に黨すべからず我黨が渴望する處の自由天地公道にして一人の得て私すべきものにあらず若しその人に黨せば是れ私黨のみその信ずるところの相同じきをもつて相共にその道に與する之を公道とい謂ふなり且つ人々

黨する者のその人に存ずるの力を恃むをもつて強からざるを得ざる也三軍の士を奪ふべきにその勇の人に存ずるをもつてなり匹夫の志しを奪ふべからざるに其志し己に在るをもつてあり各々獨立の志操を把持し其人に黨せずして其道に與するうち其人亡ぶと雖ども其道尙存し其道に與せずしてその人に黨するとき其人亡ぶれば則ちその道も亦與に亡びん故に我黨たらん者の自恃の志しを尙びその人に黨せずしてその道に與すべし是れ余が諸君に望むところの三あり我黨の急務の衆力を聚むるに在り夫れ大率智力あるもの進取の氣に鋭どく財力ある者の退守の性に偏し經驗ある者の持重の心を主とし短長あき能はず故にその目的大同あれば其小異を問はず長短相

板垣君始  
めして佐  
五水座  
政談演説  
をせらる



補ひもつて其全きを期そべし例へば其目的たる同じく是れ政界を改革して以て参政の權を得るに在り而して或ひ一局或ひ二局議院論を唱ふるものあり又或ひの普通或ひの財産撰舉説を持する者ありそれ議院を建て撰舉を行ふがとどきの政界を改革するの機も臨んで實施すべきの事なり未だその機に臨まざるに漫にこれを争ひ小異を取て大同を捨て爲に其機を誤まるとわらば是れ鄙語に所謂樂屋で聲を枯す者あり泰西諸國においての政黨の利を見るるその主義の存するところを猜察しるの争ひの盛んあるに由て政黨の利を観ると多しといへども彼の守成の政黨にして既に練熟し我の創業の政黨にして猶未熟なれば固よりこれを同視すべからず我邦方に創業に際し未熟の政

黨にして主義を猜察しもつて小を争ひ遂に大を誤まるの虞めあり故に我黨の猜細の主義を争はずして粗大の運動を爲し以て一大政黨を團結するに力を盡すべし是れ余が諸君に望むところの四なり我黨團結の趣旨の輿論に據て政を施すの政界を立るに在り夫れ輿論の政治の樞機にして政治の良否の輿論の隆汚に關せざるの莫し今輿論を隆美の域に進めもつて善良の政を立んと欲せば宜しく人民をして普く政治の思想を發達せしむべし國に良政の行なれ民の幸福を完うする所以の者の被治者が輿論の勢力能く治者を牽制して政權を擅にするを得ざらしむるを以てあり若し被治者にして政治の思想を欠き輿論の力に依て治者を制するの術を知らずんば縦ひ善政良法を立ると

雖ども忽ち專恣壓制に陥り永く其利を享くる能はざるなり蓋し良政の良民に依て立者あれば其政跡を改良し永くその利を享んと欲せば併せて民心を革新し以て良民を成育せざるべからず而して上智と下愚と政治思想の懸隔する尤も甚だしく以て相調和するとあくんば民心の革新得て期すべからず故に我黨上智の退いて下愚を導き下愚の進んで上智に隨ひ以て政治の思想を浹治し國民康福の基を開くべし是余が諸君へ望む處の五あり我黨相共に力を盡し其既に老たる我國をして俄に開明の域に赴かしめんと欲せば其進路を取るも亦自から異あらざるを得ず諭へ幼年夙學の者の常則に循ひ其課程を追と雖ども老歲晩學の者の變則に據る其速成を期せざるべからざるが如

し夫れ人一身を脩め一家を齊へ而して一國を治むるとに與かるの固より其常に從ふ者あれども我邦晩達の人民に於ては其變に處し先づ參政の權を得て一國のことに與り公私の利害二致なきを知り以て一家一身のことに及ぼさむべき也泰西今日政憲章の美を致したるの其幼よりして漸く長じたるを以て常道を履むと雖ども其已に老たる我邦にして泰西と駢馳せんと欲せば其進歩も亦捷徑に由ざるを得ざるあり世の腐儒動もすれば曰く人未だ一身を脩め一家を齊ふる能はずんば豈能く一國を治むるとに與からん哉又曰く泰西の開化の常道を履んで進みたる者なり我國の文明豈獨り捷徑に由て進むを得んやと是柱に膠し舷に刻するの類のみ人事の活機ある之を死視すべから

ず今我黨の腐儒俗士の見に倣はず勤めて國歩の上進を企  
 謀し以て泰西を凌駕せんことを期すべし是れ余が諸君子に  
 望む所の六なり我黨の自由の政を望む者にして干渉の治  
 を欲せざる者あり夫の公義を行ふべきの政治を以て私行  
 に干渉するがごときは政教の分を紊り公私の別を識らざ  
 るに由る也政干渉を事とすれば民依頼を旨とし獨立の氣  
 風地を拂ふて盡るに至らん故に我黨たらん者宜しく政  
 教の分を正し干渉の弊を矯るを以て自ら任ずべし我黨團  
 結のみに従ひ以て自由の道を弘むるの即ち社交に關する  
 者にして私交に屬するに非ず故に社交の相稱いざるも苟  
 くも社交の相合する者即ち自由の良友あればこれ共に  
 その道を行ふべし私交の和相稱ふも社交の相合せざる者

の即ち自由の警敵なれば之と共に其道を行へからざる也  
 我黨苟しくも此道を弘めんと欲せば私交を以て社交を害  
 せず又社交を以て私交を妨げず互に相寛容し寸を屈し以  
 て尺に伸んとを求むべし是れ余が諸君子に望むところの七  
 なり前説のごとく余が諸君子に望む所の者を以て未拒とあ  
 し諸君と共に自由の原野を開拓し自由の果實を收穫する  
 の事業を余固より其難きを知る也然れども凡そ人事を企  
 て事をなすや能く其難きを知りて而して其氣阻まずこれ  
 爲に勤めば其業必らず成らざるのあく其易きを知りて而  
 して其志しを驕らし之を爲すに怠れば其事必ず破れざる  
 のあし諸君見ずや彼の西郷隆盛氏の一世の豪傑たり其初  
 めに匹夫をもつて西海の濱に起り自ら天下の重きを任じ

畜にその業の難きを知るのみならず又竟に爲す能はざるを悟り釋月照と死を誓ひ其身の薩洋一輪の皎月と俱に海底に沈み僥倖にして他人の手に扶けられ僅に餘生を得氏又其業の難きを遂に維新の偉業をかしたるに非ずや然れども其終りに當つてや蓋し氏の以爲く天下の業成し易き耳と一擧して肝膽地に塗れ其事敗れたるに非ずやこれ西郷氏其始めに強にして其終りに弱あるにあらじ只其難きを勤むると其易きに怠るとに由るのみ故に余今諸君と共に自由の主義を皇張するに方つてや其易きに狎れてや其志しを驕らさず其難きを懼れて其氣を阻まず以て其業を成さんとを勤めば遂に成るに庶幾らん乎夫れ自由を得るの道の唯至誠剛毅の存するある而已豈區々權謀方畧の

よく得る處あらんや世の淺海の徒自由を得んと欲し汲々として方畧を講じ權謀を求むるに至る是れ權謀に非ず亦方畧にあらざる余の輩ろ之を狼狽といひ之を惛惑と謂はざるを得ざるあり嗚呼天下の事の一に定まれり惑はざるの智者あり懼れざるの勇者なり余が諸君と共に開拓すべき自由の原野の其障礙頗る多しと雖ども之を斐夷するに力を盡し至誠を以て未と爲し剛毅を以て拒と爲し寒凍に暴露し暑熱に耕耘し以て其業を怠らざらん爾ぞ苗にして而して秀でざる者あらんや秀て而して實らざる者あらん哉我黨自由の菓實を收穫するの秋の夫れ何の遠きとか之あらん諸君勉旃

民權自由論の一たび社會におこりしより群議を排し率先してこれを主張するものいもどより姓名財産を放棄し一死以て國に報ずるを希圖せり板垣君のごとき夫の國會設立の獻言書を出されしより許多の辛苦を徑過し毫も世人の毀譽をかけず諸方を遊説して弘く同志を天下につのり自由黨の爲に推戴せられて其總理とあり自ら率先して黨論を四方に廣めんとする誠心の及ぶ所の愚蒙を感ぜざるに足ると云へば高木の風を受易きならひ動もすれば小人の憎忌をうけ終に反對黨の爲に白刃の身に及ぶに至りたるその頗末を書記さんに板垣君の明治十五年三月初旬東京を立て東海道筋を遊説し京坂地方に趣むかれんと同行

ハ竹内綱宮地茂春安藝清香上岡美枝の四氏先靜岡に於て演説會懇親會等に臨まれ夫より東海曉鐘新報の社長土居光華氏とともに同縣下を経て愛知縣下豊橋岡崎等の有志者ガ招待の席に臨まれ同縣下名古屋に着されたるハ維明治十五年三月廿九日にして當日の同所門前町なる愛國交親社本部へ車を枉られ同社員の招待にて懇親會を開かれついで午後一時より博物館に於て懇親會を開くに臨まれたり來會の有志ハ三百餘名にて板垣君土居君の演説もあり且東京より來合したる岡本忠三氏の演説等ありて中々盛んある會場なりしが該會の酣酌に同地の藝妓を喚寄たるとより三州の自由黨内藤魯一氏が名古屋人の懦弱なりとか喚發の精神に乏しとか演説されたるより名古屋の有

志の大ひに怒り既に大議論にもならんとせしを竹内綱氏  
 起てこれを制し板垣君も起てこの争ひに必竟愛國の精神  
 より出たるなれば意とするに及ばずとの演説をされ漸く  
 和して酒となり亂にをばらす退散され板垣君の翌日三州  
 學母に趣きの濃飛自由黨よりの招待により岐阜縣下美  
 濃路へ足を移されたるの同月三十一日のあるが士岐郡  
 多治見惠那郡岩村中津川加茂郡太田村等の懇親會經を岐  
 阜へ参着されたるの同月五日の事なりしさて濃飛自由黨  
 にての兼て待設けたるとなれば同君の一行の岐阜今小町  
 の玉井屋伊兵衛方へ旅宿を定め(一行の前記せし中土居  
 光華氏の名古屋より歸岡され内藤魯一氏隨行大坂立憲政  
 黨の小室信助氏滋賀縣自由黨小倉英之氏も來會す)斯て翌

六日同地富茂登村の神道中教院において懇親會を開く  
 れバ同日午後一時より板垣君の一行をはじめ濃飛自由黨  
 の外岐阜縣會議員岐阜日々新聞社員當國各地の人士總て  
 百有餘名に満たり會員座定まるをまち濃飛自由黨の村山  
 照吉早川啓一神崎忠朗の三氏たちて祝辭を述べ終るや板  
 垣君の直ちに席の正面に立て答辭をされ尋いて席上演説  
 され同君が當日の演説の頗る着實にしてその主意の社會  
 に關する汎論にして人心の進むと守るとを太陽の求心力  
 と遠心力との二者に比喩兩者併行せざるべからざるの論  
 點ありきその演説中主眼を示すところに至つて滿場拍手  
 喝采深く感動をあたへたり次に小室内藤岩田宮地上岡安  
 藝等の數士更るべく起てその思想を演説され大ひに興を





岐阜親會、相原尚斐、板垣君と刺さんとす

梶親會

もよふしたりしが酒興度に喩へかへつて不躰裁を醸すも  
 のあるを恐れ竹内岩田内藤等の注意により板垣君の一行  
 をして席を退散あさしめたる午後六時十分頃にして人  
 顔もさだかあらぬ黄昏頃とおぼえしが此節竹内君の會員  
 にむかひ諸君の板垣君を見送らるゝ時にかへつて席の亂  
 るべきに付その儘着席あるべきをのべられ彼是するうち  
 板垣君の獨り席を起れ立關に出靴を穿て門外へ出られん  
 とせしに立關まで見送りに出し會員の中より一人の兎賊  
 同君の後よりうかいひより突然飛かゝりて抱つくよと見  
 えたるが早くも袖の後より電光一闪忽地一振の短刀を取  
 出し右の手を前に廻して同君が右の胸の上部にグサと突  
 込たり(此時見送りの人々の目には何をあすう見えざりし

とぞ)當時板垣君も不意にすこしの驚かれしが素より近世  
 の一大英傑何をあすかど云ながら振りあされしに兎賊の  
 仕損じたりと思ひしが直ちに前に廻ると見る中再び短刀  
 をわけて同君が左りの胸の上部を突たり此時君のはじめ  
 て刺客と悟られしゆゑ少しも屈せずまた手を以て支えら  
 れ(この時君と賊の無言ありし)遂に右の手をもつて賊の持  
 たる刃をつかみてもぎとらんと争はれしがこの時右の手  
 に深く傷つけられまた左りの手に一ヶ所左りのほうに一  
 ケ所の傷を負はれ既に支へがたき場合に至り自由の泰斗  
 正に中教院の露と消られんとせしが邪に正に争か勝べき  
 この物音をきゝつけて人々驚き駈つける中にも三尾州に  
 強力の名を博したる内藤魯一氏の斯とみるよりちうをと

びきたり今板垣君の咽喉を目かけてたん刀を刺立んどす  
 る兇賊が右の腕をとつてエーと引かつき左の方五六歩  
 の外へ投つけたり大刀無双の内藤に投つけられて兇賊の  
 起も得絶ず搖歩どころを後藤秀一氏真先に飛來ッて賊を  
 組伏伊藤一藏氏とともに取押へて縛しあげたり斯る程に  
 板垣君に賊と引わかれ面部よりしたゝる血を拭ひあど  
 じらるゝ折しも大野齊市氏抱きあげしがついて小室竹  
 内小倉氏等かけ寄り抱きあげ門外へ運出られたれど賊の  
 同類やあるならんかど何れも八方へ眼を配り大野氏の君  
 の鮮血淋漓たるを見ておぼえず慟哭悲聲を發してア、殘  
 念ありと叫びながら右の袖をもつて君のたいよりしたゝ  
 る血を押へッ、泣悲しまれければ板垣君の願省て大野氏

にむかひ静にいらるゝやう君等決して嘆かるゝあかれ假  
 令退助のこのまゝ死すとも自由の滅する事あらじ勉めら  
 れよ、噫誰か我黨をさして過激ありといふ彼反ッてか  
 くの過激をさすと神色自若としていられしゝさすがに我  
 國民權の領袖と仰ぐも宜なれかし恚て宮地茂春氏が同君  
 を負ふて中教院の門前なる太田卯兵衛といへる傘屋の家  
 にかき入れ同家の座敷を借て血に染りたる同君の衣類を  
 とき小倉英之氏の衣類を脱ぎ同君に着せしめしが此上の  
 思慮あらんも計られずと自由黨の面々の何れも油断なか  
 りしうち疾くもこの事を聞傳へ集ひ來るもの夥多にて殊  
 に當日の當地の祭禮ありしゆゑその混雜の云はん方あし  
 程あく警部小崎直巡查數名を率ひて駈來り非常を警むる

うち醫者青木雄哉同地病院副長西川默藏等來つて板垣君の疵所を檢されしに診斷書に左の通りあり「左手環指第二節尺骨側より背中央に至る癩創隅角直徑一、五センチメートル左手掌尺骨側一ヶ所皮膚創長さ半センチメートル右手の背を二センチメートルかけ第一中手骨間をべて手掌短拇屈筋腹にいたる長さ六七センチメートル右手無名指尖半センチメートル皮膚癩創左頰顎骨下部切創一、八センチメートル左側胸部第二助間一、三センチメートル横位切創右側部第三助間一、六センチメートル横位切傷脈搏入りし午後十時頃の事ありかゝる程に思ひ掛けあき急變

により翌日の自由黨東京本部をはじめ各地の有志この趣きを電信にてこの報を云送らるゝため電信局の混雑いふばかりかく就中板垣君の旅宿玉井屋門前へ車馬市をあして往來をどいめたり抑々斯の如き疎暴無法の舉動に及びたるこの兇賊の何者にして如何ある趣旨あるかと警察署に於いてこれが尋問を遂られしに件の賊の愛知縣下愛知郡田代村士族當時同縣智高郡横須賀村學校教員相原尙聚あるものにて切害の趣意の東京へ護送のうへにて陳述んど計りにて事實を白状せずこれに依て岐阜縣令小崎利準君より取敢ず内務卿へ宛て左の電信を送られたり「板垣退助一昨五日縣下岐阜町へ着く昨六日中教院にて催はせし自由黨懇親會へのぞみ午後六時退出の際玄關におい

て愛知縣下愛知郡田代村士族當時同縣下横須賀村學校教員相原尙聚ある者突然短刀を以て胸部左側横四分三厘右側横五分三厘の切疵二ヶ所右指一ヶ所外かすり疵二ヶ所を負ひせたり刺客の直ちに捕獲し目下取調中ありその立によれば他の政黨にもあらずまた同盟者もあく將來國家のため板垣を暗殺せんと決心し去る四月より當地へ参りたる者にてその趣意の東京へ送致せられぬに陳述しがたしといふ板垣の薄疵にて生命に關せざるべし治療中ありとの旨上申すとありたるゆゑ此變動その筋へ着するや否山田參議に御前に出て奏上せられたるに聖上にもいたくおどろかせ玉ひ板垣の國家の元勳ありこの變事うち捨置べきにあらずと侍従一名侍醫一名を差遣はさる

の御沙汰ありしが疵所淺く醫者を送るに及ばずと岐阜より自由黨本部への電報ありたる旨ゆる侍醫をつかひさるゝ事の見合せとありすあち侍従西辻公業君を勅使とし御手許より金三百圓を下賜りこの趣きを岐阜縣令へ電報にて宮内卿より達せられたるの最有がたきことありけり抑も板垣君を刺んとしたる愛知縣士族相原尙聚の素性を索ぬるに舊の尾州名古屋藩にして父を七郎兵衛といひ百五十石を領し同藩の御納戸役を勤めし者の長男あるが父の維新の際勤王説を唱へ同藩の田宮如雲氏かど、俱に國家の爲に盡力せしが其後の漸次に零落して近年田代村に引籠り貧しく世を消光居しが尙聚の幼年の頃より漢學

を好みおひく上達あして今ハ横須賀學校の教員とまで  
 ありたるあり其性活あるも見掛ハ極めて温順にして是迄  
 政黨に關係せし噂もかく唯小學教員を自得する者のごと  
 く既に兩三年前郷里において小學教科書のごとき著  
 述しその頃一人にて出京せしハ官途の望みをかねかたハ  
 ら出板もの、印行をせんが爲あれど知己とてもあければ  
 其志しを果さずして歸國したりその他地方へ遊歴せし事  
 もあかりしが同人ハ一つに板垣君を將來の賊と思ひ癖め  
 じハ全躰日々新聞を信用するより板垣(去)る明治六年征韓  
 の論あこあられざるを憤ほり辭職するや否民選議院の建  
 白をたてまつりまた明治十年西南の亂に乗じて國會の建  
 白をあしたる等日々新聞に同君の事を斥けたるより國家

のためハ憎むべきの奸雄と思ひつめ折もあらばと思ふ  
 ち今度板垣が縣下に遊歴するを聞しよりこれ機會とお  
 むひ立十五年三月三十一日に横須賀村を立出名古屋にい  
 て同地古渡町の道具屋にて中身九寸餘柄三寸餘鉄鑢に金  
 銀象眼にて蜻蛉の散しをつけ縁頭ハ鉄に桐の葉の金銀象  
 眼有つかハ白鯨にこく色のつかにまき目貫ハ赤銅に金銀  
 の象眼入りたる兎ありこれを一圓三十五錢にて購もどめ  
 板垣君の動靜を索りしに最早岐阜縣へ赴むきしこの事を  
 聞より直さま岐阜に立越え板垣君の旅館ある玉井屋へ來  
 り一泊あし來着を待ちて事を謀らんと當夜兩親はじめ夫  
 々への遺書を認めたりその大略ハ「今般小子義勤王の志し  
 止みたくして國賊板垣退助を誅す然れども上の國の大

典を犯し下の御二方に孝養するとわたりのざるを思へば不  
 孝の罪實に謝するに辭あし小子のごとき度々御苦勞を相  
 掛る者あるもあきさまさるべし涕泣頓首「また其弟及び妹  
 へ「我事今や國の爲に賊魁を誅して後ともに斃れんとす我  
 亡後の兩親に對し汝等協力一致してもつて孝養すると我  
 畢生の望みあり他いまた述るにいとまわらず汝等乞ふ之  
 を諒せよ」また學校の助教服部幹樹學務委員吉田江門への  
 遺書「過日來病氣と稱して三日三夜この大事を思考せんが  
 爲に出校せず乞ふ其罪を恕せよ爾來當校盛大あらんとを  
 我望むところあり」と認め外に「春雨の今ふるさとへかるの  
 は生るもあなし國の爲かな」と一句を添へたりかくて翌日  
 (五日)に至り玉井屋にて不審の人とおもひしゆるる止宿の事

を拒絶られ是非あく外に一泊せしが翌六日又もや玉井屋  
 に來り岩田徳義氏に紹介を頼み板垣君に面會せんとを乞  
 ひたれども岩田氏の曾て面識とあき者といひ且始終用心  
 する所あるものから之が面會を許さざりしゆるる相原も今  
 は是非なく案内もあく玉井屋へうち通り板垣君の居らる  
 ゝ次の間までい至りしかど自由黨員が大勢來合したる其  
 機あく勝手の方へ立ち出しが終に翌六日の懇親會におい  
 てかゝる暴舉に及びし愚もまた甚太しき者どやいん  
 話頭後頭板垣君の兇報東京自由黨本部へ着するや否後藤  
 象二郎君にの直ちに岐阜へ赴かれんとせられしが疵所淺  
 し別條あしとの電報により同君の發途を見合せられ谷重  
 喜氏が出立されまた大坂立憲政黨より中嶋信行城山靜一

瀬川正治、篠原藤三郎、平尾喜壽、上田長次郎の諸氏に、晝夜兼行にて岐阜へ着され、また高知縣への七日の午前、この電報達すると當日同君の令息、銚太郎(十四年)君をはじめ、立志社よりの嶋地正存、堀江貞彦の兩氏、そのた植木枝盛、波越四郎氏等、をいじめ四十餘名集會のうへ八日發しの浦門丸に搭じ、上坂し直さま岐阜へ赴かれ、その他遠近の有志者陸續として岐阜に集まるさま、天正の昔にかへる土地の賑ひ實に自由の志氣熾んあるいとく、賀すべき事ありけり、されば勅使西四辻公業君に、十三日の午後二時頃、岐阜町渡邊金右衛門(津の國屋)方へ着され、直ちに板垣君の旅宿(當時の玉井屋別荘にて療養中あり)へ隨員一名と警部巡查の護衛附そひおもむかる、そのとき自由黨常議員竹内綱濃

飛自由黨本多正直の兩氏の立關まで、その他の黨員五十餘名の次席の一間へ出迎ひ列座して、敬禮す、竹内氏の勅使を先導して樓上に案内し、こゝにて中嶋信行氏、竹内氏に代つて設けし席にすゝめらる、當時勅使の中嶋氏にむかひ、此度板垣退助不慮の災ひにかゝられしを聞き召され、御慰問のため勅使として拙者を差遣ひさる、退助の其後如何にやとのべられたれば、中島氏にこれに答へて、此度の遠路御慰問を蒙り、感佩に堪はず、就ては退助儀閣下を迎へ奉り、勅語を拜すべきのどころ、胸部二ヶ所に疵を負ひ下拜するところあり、たく此段、信行より御寛典の義を乞ひたてまつると、演をはり、板垣君の扣へ居らるゝ別室の襖を、おしひらけば、板垣君の起て、勅使の前にすゝめ拜せんとすれど、自由あらず、僅に



兩手を疊にさけて禮をあす此時西四辻侍従に勅語を傳へらるその主にも此度足下不慮の難にあひしを聞しめされ聖上にも神慮を腦ませられし旨を傳え隨員にもたせられし包(三百圓)を中嶋氏の前にさし出しこれに聖上の恩賜あればつゝしんで領承せられよと進めらる同氏の拜受して板垣君の前に廻さる君の聖恩の辱じけあきを拜し宜しく執奏あらん事を請ふと是にて式の全たく畢り侍従にひまたさらに板垣君にむかひ不慮の災ひにかゝるといへ共幸ひに創痕の淺ければ恢復の期近きにあらん能々注意して保養せられよとのべ別れを告てかへらるゝを中嶋竹内の兩氏の立關まで送りそれより直ちに旅館につき答禮を申述べられたり勅使のその翌朝同地を出立せられ十五日

に歸京あり翌十六日の日曜ありしゆゑ十七日に復命參内せられしといふこゝに又最奇聞として當時の諸新聞に記載しに岐阜縣令小崎利準君の舉動あり抑を如何にといふに板垣君がかゝる不慮の難に遇れしとき遠き電信近く自から車を走らせその存亡を見舞ふゝの君が維新の功績あり社會の信愛する人あればあり然るに縣令小崎君にその使者をだに差向られざるのいかにも反對主義といへる權しきあらんかあど云あへしが東京より勅使を差立らるゝ旨の電報同縣へ達するや否直さま左のごとく書面を同君の許へ送られたり今般費下御不慮の難に罷られし段聞し召れ西四辻侍従早々差遣のされし旨電報にてたゞ今宮内卿よりたつし相成の間この段申進じしあり正

四位板垣退助殿岐阜縣令小崎利準とありまた同日黄昏に至りて斯波大書記官が玉井屋へ來られ云ひる、様この度不慮の災難承たまひり早速まかり出べきのところ何分板垣君と我々どいしうし違ひの事あれば此方の構ひあくも貴方に於て却つて御迷惑の筋もこれあるべくとぞんじたい今まで扣へ居りたるところまた今日のへうぎにての宗旨のちがふともうちすて、置べきすぢにも之あくどのとにて拙者罷り出たりとていんぎんあるの言語をした、かあらべてかへられしごとこの縣令あり大書記官にはじめより慰問のことろ毫もあけれども畏こくも勅使をつかひさるゝとの電報たつせしより直ぐ大書記官を慰問によこされしあるべく近時賢明ある致し方やと人々評しあへり

再説刺客相原尙聚をさまゝ糾問ありといへども決して同じれんるいのかしたゝ予一人の決心にありと才立たれどよもや一人の爲のざにあらじたに同類のあるべしあど嫌疑ふせつのでふゝたる中に誰いふとあく岐阜日々新聞の雜報記者池田豊志智七こそ相原が連累と一犬虚を吼て万犬これを傳ふの俚言つひに自由黨壯年輩の耳に入りいかにもして此實跡を捜し出さんと鵜の目鷹の目とあり探索せしごとより池田のさるるに開けいもせぬバ人の風評もこゝろにかけず好める酒をのみあるくうち誰が言觸しけんいよゝ相原が連類ありとし遂にその筋へ拘引されたるその舉動につき諸新聞へ記載するところによれば岐阜日々新聞記者池田豊志智の舉動の實に怪しむべ

し當日懇親會場にて第一臨席のとき満酔して足さへ定めぬ位にてさにつくや直に躰を亂して横にありぬむりをあす様子あど會員百有餘名のうち池田一人ありしのはあはだ會場をべつしするものにて何か既にいしあるにたり第二演説壇上につきて演説をあしたるごときをさつすれバ一たい無主義のせつあれども深く自由黨をはいげきし且その演説中始終兩手を懷中にあしてさらに外にいださず何か懷中にて物を持つ風躰にして演説中しバト後ある板垣君を顧みてその毎度よいかくと云て相圖をあすものゝごとくよバはりたるあり第三板垣君がたいせきのとき内藤魯一氏が引つゝいてたち其後に隨行の人々も立ち出でてんとしたりしにかの池田のあはたししくかけき

たり内藤のそで引といめて内藤氏どのきみあるかどはじめて面を見しごとく叮嚀に挨拶あしたるが内藤氏の度々當地方にて演説もあしたれば池田がその面をしらざる筈なくまた宴會中とても態々板垣君に杯を持來りて酒をすゝめしとき内藤氏の其かたのらに有たれば彼の目にもよく附べく挨拶するきあらバ其時十分に挨拶すべきに其義あくかへつて一同退席のときに臨んで内藤氏の袖を引といめ隨從者一同の足をどいめしめ板垣君をして獨歩していたらるゝやうの工合にあし始終にかの相原とたがひに相喋じ合したるものゝごとくありし第四板垣君が不慮の難にかゝられ衆人上を下へと狼狽す際に方つて池田のみ更にあどろく氣色なく却つて大聲

を發して濃飛自由黨の奴等の甚だ失敬あり吾の今日懇親  
 會に酒を飲に來たる者だ喧嘩口論の見にこゝにいそれ客  
 をさしおき騒動にのみ取かゝつてゐるのふつ合だらう誰  
 かきて酌をしろと暴言をはき目前君の災害を度外視しす  
 るのみあらずかへつてこれを幸とあすものゝ如きの惡ま  
 ざるものなかりし云々どありまた曰く池田の酌女等にも  
 かひ板垣がしんだからとてソソに騒ぐな僕もこの通り  
 殺すつもりだと懐中より短刀を取出し見せたるゆる酌女  
 のあどろきオヤ、貴君の怖い人だチへど云たるにぞ  
 きの注たる動靜にてナニ板垣に殺されるつもりサと笑ひ  
 あがらに云たりとのこの虚説紛々ど立しより其筋にても  
 棄置がたくおもひれけん四月十一日午後一じごろ池田豊

志智の同地稻葉山の麓ある梅林へ遊歩し中村實速(岡山縣  
 人)武藤虎吉の三人連にて字「サイカチ」の酒樓に登り對酌す  
 る處を自由黨の諸氏より巡查へつげ遂に拘引したりしが  
 池田の全く相原の連累でも何でもなく全たく一時の疑惑  
 より姑らく拘留のみとなりしが終に五月四日無罪放免の  
 宣告を受たりその公判文の第三編に登録すべしこゝに又  
 同新聞の社員にして田嶋鹿之助氏といふの舊北洲社の代  
 言人にして嶋本仲道氏のてにあり同社解散の後嚶鳴社に  
 入り沼間守一君と、にも演説に従事して府下に在しが明  
 治十四年中故郷岐阜縣へかへり同日々新聞の社員とあり  
 居れしが此人も自由黨士が嫌疑に觸たるため圖ずしんく  
 をなめられたる動靜を聞に同氏の四月五日板垣君の來岐

を新加納村梅村屋利兵衛方にて迎へ同君に謁して禮を  
 り後竹内氏とともに入車にのり板垣君より一步先に岐  
 阜へ着し夫より寓所今小町の津の國屋へかへりし夕翌六  
 日午前九時頃板垣君の旅宿に赴むき内藤魯一氏につげ同  
 君に面接し種々談話のすゑ内藤魯一氏このうちより  
 岐阜日々新聞を一葉出しこの編輯の誰あるかとの尋ねゆ  
 ゑ同行の鍵谷あることを告しにこれより雑報中の事項に  
 て鍵谷と問答して(この第三編にのす)田嶋の頼て同家を立  
 出した十時三十分頃あり纏て午後より開く金華山下中教  
 院の懇親會に赴むき一場の演説をあたしたるのち衆員より  
 の一步さきに暇をつげ同場を立出同村大佛閣の辻ぎいま  
 て來りしところへ兩三人足をはやめて後の方より來る者

あるにぞ誰あらんかどみれば馬淵與曹といへる元北洲社  
 員にて田嶋の朋友されば何事かと問しに馬淵いらく今懇  
 親會場にて板垣君を刺たるものあり云々との話しに田嶋  
 も大ひに仰天して刺客の誰かと問に岐阜日々新聞池田と  
 の噂ありと告るにぞおほ更驚き引返さんとするを馬淵の  
 同社員がかゝる舉動せし中へ赴むくのかへつて悪からん  
 ど云れたる田嶋も道理とおもひしにや會場へへ行ずして  
 縣令小嶋氏の邸に行たるの嫌疑をまねぐの一ツにて翌日  
 に至り刺客の相原尙聚と知れたるゆゑ田嶋もやゝ安どせ  
 しが同月十一日正午十二時頃稻葉山の櫻花をみんと笠松  
 村の戸長岩田味三郎中の嶋村伏見嘉平の兩人を伴ひ同  
 山の麓山頂樓といふ割烹亭に立寄一酌をすませて櫻町赤

る昇平樓の前迄來かゝりしとき同樓の門口より兼て知己  
 ある岩田利助といふ者が田嶋にむかひ自由黨の人々より  
 君の懇親會を結びたしと拙者にお迎ひせよとの事なりと  
 いふまも亦く十五六人の壯士出來りその中より内藤四郎  
 と名乗者いで、岩田利助が述たるごとく云立同行せんと  
 いふにぞ此者等と連立田嶋氏のやがて玉井屋へ赴むき一  
 室に待れしに須くありて内藤魯一氏が立出池田豊志智が  
 拘引されたる赴きを述べ承知なるやと尋ねしに田嶋氏の  
 ハーさうですかと答へたるを内藤氏の聞答め其許の同社  
 の池田が拘引にありしをきゝあがらハーさうですかと  
 異あお答へなり餘り無情か所存ありその上あらず貴殿の  
 池田のかういんされしその事項の御存じあらんと思ひが

けあき一言にコハ以の外ある事を承へるものかな拙者の  
 理の有無と情の有無とを論ぜず池田のかういんありしあ  
 どのかつてしらねハハーさうですかと答へしなりと  
 聞もあへず内藤の容ちをあらため再度言様只今迄の足下  
 と懇親會を開く積りあれど同社員の拘引を知らぬ顔の半  
 兵衛にて居るゝの如何にも輕薄極まれバ左様か人との交  
 際を斷あり且の交際を斷たるのみならず是より足下に尋  
 問の事あり有躰に返答せられよと針持辭の合點ゆかねど  
 拙者がしるだけ返答すべしと述たるにこれより内藤の  
 相原を御存知あるかと問田嶋答ふ未だ一面識もあし内藤  
 曰くしからバ池田と相原とともに酒を飲だることを知ら  
 るゝか田嶋曰く否しらず此時姓名知らざる壯士が傍らよ

りすゝみ出て曰く足下の相原の連累者なれば池田の拘引  
 を知らざる事有まじみたまへ足下の池田の拘引の事を聞  
 たる時顔色青菜のごとく變じたりものや有跡にのべ述よ  
 といふ田嶋の此時色を正ふして曰くコハ段々けしからぬ  
 事を聞者か全跡拙者の不肖あがらも自由民権をあるもん  
 ずる者にて板垣君との舊來の知己ありと是より自分の履  
 歴をのべ島本沼間兩氏の恩遇をかたじけあふして板垣君  
 に始めて逢たるとあど長々とべんじ板垣君を刺したるもの  
 連累との近頃お目利ちがひあるべしと淀みあくも云開  
 きたれど彼男の中々尻込せず左程板垣君を信ぜらるゝあ  
 らば何故騒動の場所へかけ付玉のざりしかこれ薄情の所  
 爲あらずやと云れて田嶋の又云やう素より情に厚薄の制

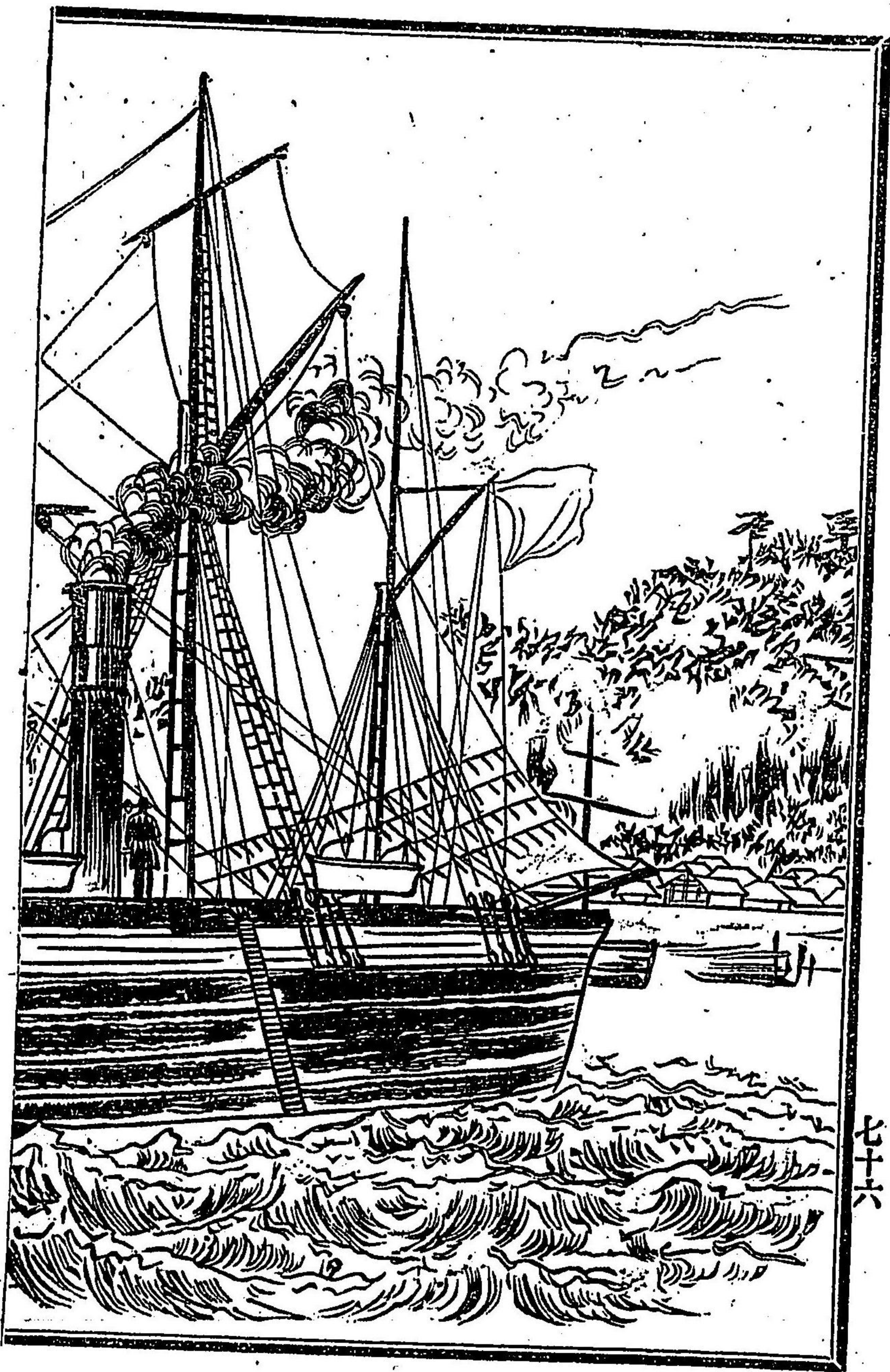
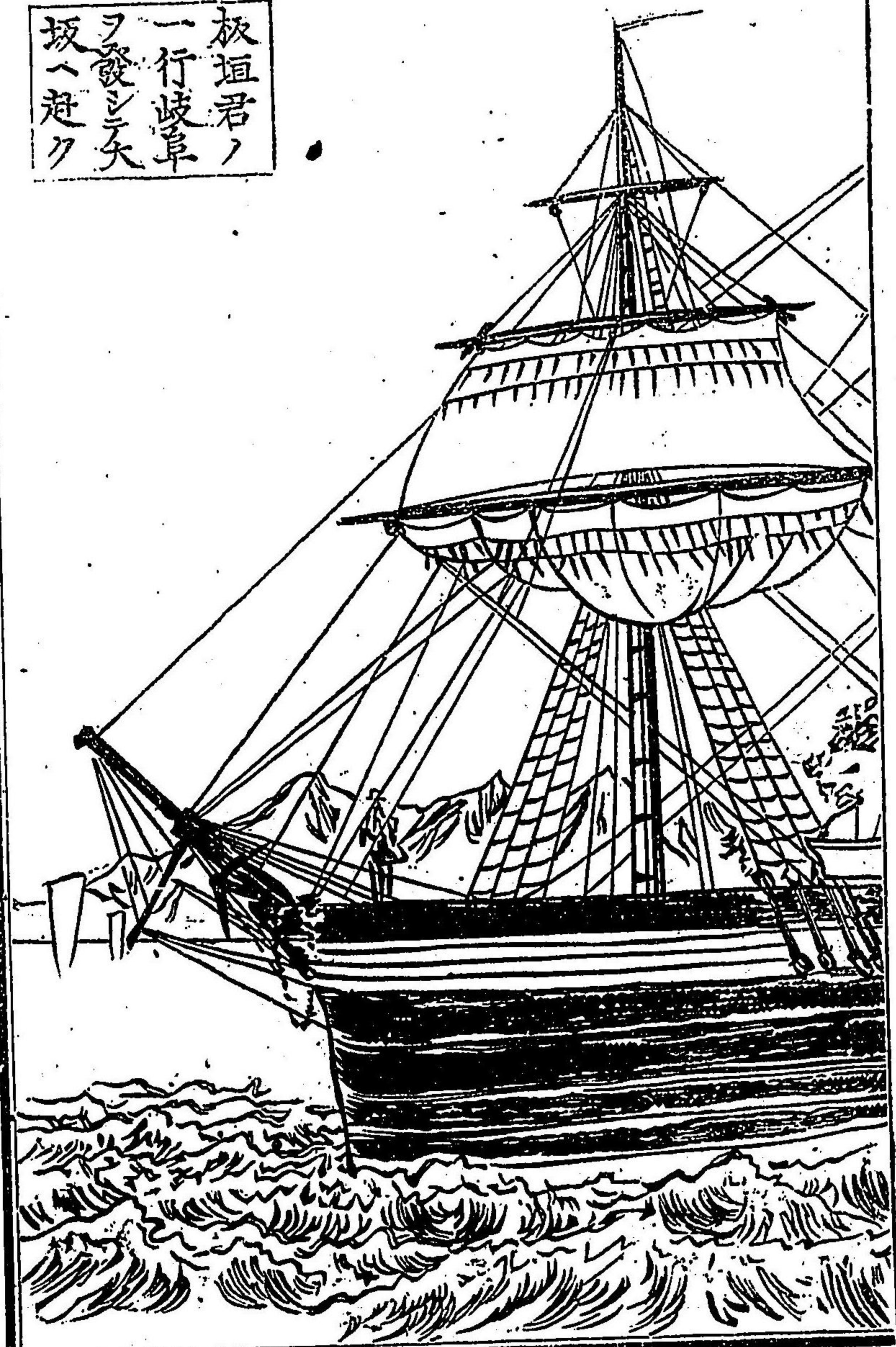
限なければ拙者を以て薄情といひ云れよ拙者の自ら薄  
 情にあらざと思惟のみと彼馬淵に逢たる一伍一什を述べ  
 り内藤曰く而して歸宅の後何方へ行れしか田嶋曰く板垣  
 君の遭變を報じかたゝ縣令の宅へ行たり内縣令の何と  
 云しか田別に何事も云ず内縣令の宅へ行たり内縣令の何と  
 て交際をせらるゝや田別に交際をあすといふ程にもあら  
 ざれど東京より歸縣の後四五度も往たり内何用ありて往  
 來せらるゝか田拙者の水利土功聯合會議長職にあるを以  
 て夫らの内用を兼て用をも辨じに参りたりとこれより種  
 々の問答あれど一々辨解をせられたるに去九日に足下が  
 刀劍を持歸るところを見認し者あり只今其證據人を出す  
 べしと頼てかの岩田利助とともに年ごろ五十ばかりの老

爺いできたりしを内藤の見るより田嶋氏が刀を持かへら  
 れと赴き此處にて申述べられよとありしに老人が曰く私  
 し刀をかつて呉よと人から頼まれて盪喰堤といふ處を  
 通りかゝる頃田嶋さんに逢夫より此人の實家近き邊りま  
 て行て刀を賣て呉よと或人に頼みましたら前日親屬の者  
 よりもつていたどの話にハテナ先刻田嶋さんに逢た時何  
 か長い幅さづゝみにしてあつたがあれが刀劍て有たらう  
 と氣が廻つて利助さんに話ましたれど其實刀やら何やら  
 存じませんと述べたので内藤もきをいらちソナばかり証  
 人が有ものかどサモ不都合らしき動靜ありしが其時中嶋  
 信行氏が出來りかの黨員に席をさけしめ城山静一氏のみ  
 を残しやがて田嶋氏にむかひ懇親會以來のことを今一應

陳述ありたしと慇懃にあいさつありて田嶋より陳述する  
 處を城山氏一々筆記あしこれにて拙者のお尋ねすべきと  
 あしと與へいりしがつひに當夜の同宿に一泊し宛然拘留  
 にてもされたるの動靜ありしと翌日田嶋の一應俺が旅宿  
 へ歸り打散たる書類を取纏めし上再び來るべしと云しに  
 四五名の黨員同道して同人の旅宿へ歸り書類などをまど  
 めし後また玉井屋へ歸りしに到底自由黨より警察署へ告  
 發し田嶋の拘引の上またく檢事局へ廻されしも日あら  
 ず青天白日をへて歸寓されしに最迷惑の事どもなりけり  
 却説板垣君に負傷も追々快方に向ひし故自由黨の人々  
 もみあ喜びの眉を開くうち舊藩主山内家よりのみまひと  
 して金千圓を家扶にもたらし岐阜に發せしめまた一等侍



板垣君ノ  
一行岐草  
ヲ發シ矢  
坂へ赴ク



講副嶋種臣君よりの電報にてさのみまひ文を送らる嗚呼  
 板垣君よ君の泰山北斗といわれたり不幸にして何者の爲  
 にか仇を受られし此仇我最もぬぐはく深く休養せられ  
 んとをこれいゆる足下親友副嶋種臣「また板垣君よりの返  
 報に「余素より此事あるをしる併疵淺くして死せず幸ひ  
 に安慮あれ」と云送られたりされば板垣君に全癒にちか  
 ければ何時まで當地にあらんより大坂へ赴むき治療をせ  
 んといよく四月十五日同地を出立とせられしに付同  
 黨の有志輩数名同地末廣座の劇場において大演説會を開  
 きしに立錐の地なきまでの聴衆にして喝采の聲場中に響  
 きわたり自由の空氣の満天下に充滿たるを知らしめしと  
 いふ恁て十五日に板垣退助君の一行の岐阜縣を發して

中仙道を彦根にいでられ同地より立憲政黨の一人岡田高  
 厚氏の所有汽船に乗込大津へ着され同津より瀛車に乗じ  
 て大坂停車場へ着されし四月十七日の午後ありしと板  
 垣君一行のうちより竹内綱小室信助植木枝盛の三氏の江  
 州彦根にて開かる、同所樂々園の自由大懇親會に臨まる  
 板垣君もこの會に臨まる、筈なれど未だ快癒あらざれば  
 辭されたりと却説大坂停車場に同君より前に歸帆され  
 たる中嶋信行君をはじめ古澤滋小嶋忠里其他の各氏の素  
 よりいやしくも自由主義を尙ぶものいづれもこゝに來  
 會して着を待れ就中大坂府知事建野君よりの小野十等屬  
 に命じ府廳備への馬車を同地に廻されいとてあつき對遇  
 ありし宗旨ちがひの頑説をすてられたるものあらん難

て板垣君の出迎かへれたる人々へ禮ありて府廳より廻されたる馬車に乗じ小嶋忠里氏これに従ひその他人力車數十輛その後こそひ同府下今橋の眞嶋襄一郎氏方へ着されしに實にさかんの景況ありしと

板垣君近世紀聞第三編  
既に第一編第二編に述べたるごとく當編の他の稗史と違ひ専ら實事を旨として板垣君が岐阜遭難の顛末を記載せしものなれば本文に用あきの唯繪様のみを掲げ出せり當三編のごとく刺客相原が所刑につき岐阜重罪裁判所にて審判の事實を編輯したればこの一編をよみ得ても板垣君が遭難實記を見るに足れり依て故に他事を贅言せず審判の趣きを記さんに明治十五年六月廿六日岐阜重罪裁判所へ行兇被告相原尙聚辯護人寺島辨次郎檢察官奥宮正路等出庭す判事高橋又四郎はじめ藤崎成吉一宮榮忠の兩判事書記小川秀清等出席す判事の例によつて被告人が素性姓名出生の年月等を問ひ檢察官よりの公訴狀を讀まし

其文に曰く「被告相原尙聚の愛知縣の士族にして年齢  
 二十七年十月尾張國名古屋區御添地と唱ふる所の生れ  
 其後愛知郡田代村百四十三番地に移住し明治十四年十二  
 月八日より知多郡横須賀村横須賀學校の教員を勤め同地  
 に寄寓せるものあり然るに被告人の平素鬱屈介の性に  
 して感慨過慮の氣分なるより近來世上において自由激進  
 の風潮益々甚しく頗る燥急を競ひ詭激に趨るの勢あるを  
 顧み以爲く斯のごとくあれば必ず社會の秩序を紊亂し我  
 國固有の國體を損壞するものなりと感想を懐き而して夫  
 の自由黨の徒が望みて泰斗と稱し仰て盟主と爲す板垣退  
 助氏の維新の元勳にして嘗て參議の顯職に居り天下衆望  
 を負ふの名士あれば其心實に忠君尊王に存すれば邦國の

福利とあり若し志ざし斯に向はず操行正しからざるとき  
 は其害頗る大あるべし然るに氏の明治六年の冬征韓の事  
 件につき一朝廟堂を退きてより未だ數日を出ずして民選  
 議院の建白を爲し痛く朝政を攻撃し降つて明治十年の夏  
 西南騷擾の中に當つての躬ら起つて亂賊鎮安の方畧をも  
 建てず却つて故らに朝廷危急の秋に乗じその徒片岡健吉  
 等をして再びまた國會開設の事を請願せしむる等その爲  
 すどころの事跡行ふ處の操履につき熟々これを顧觀回想  
 すれば抑々是れを決してまた勤王忠愛を主とし心誠に朝  
 廷を庇補匡正せんとはかる人にあらず全く徒らに自己の  
 不平心よりその鬱憤を漏さんとして自由の主義を假り變  
 亂これ煽し交争自ら喜ぶの禍心を包藏せる奸雄ありと思

惟せしに夫の人にして然かも自由政黨を組織し世道人心を  
 をして自由の極端に趨かしむるの傾きを生じ人民擧て板  
 垣を篤信したる王室の尊崇を忘るゝがごとき形勢に至  
 らんとす若し夫れ板垣退助にして永世上に立ち急進黨論  
 の主義にして深く民心を結ぶに於ては必らず國體を變換  
 し政府を顛覆するの不測慘禍を醸すべしと憂慮し其黨魁  
 唱主と自指する板垣退助を斃せば黨衆自ら殺潰急激勢を  
 減じ將來の禍害を未萌に防ぎ得べきに付邦家の爲何時か  
 此事を擧行せざるべからざると狹隘偏陋の感情より斯る  
 悲憤の想像を起し竊かに細り暗殺兇行の秘謀を蓄へ居た  
 る處本年二月の末板垣退助が地方の招待に應じ名古屋に  
 來り夫より岐阜に趨き懇親會に臨むとの事を聞知したる

より此機會に乗じ斷然身命を抛ち兼て思念せし刺殺の事  
 を實行せんとて三月廿九日より病ひと稱し寓居に引籠り  
 刺殺擧行の方畧等を考慮せんと同三十一日に至り愈々決  
 心を極め同勤服部幹樹吉田江門の兩人に宛たる書面を遣  
 へし置き之に其父母並に弟妹に與ふる訣別の遺書二通を  
 托し同四月一日横須賀村を出て名古屋に至り尾頭町古道  
 具商山田伊藏方に於て兇行の川に供する短刀を買求め尙  
 岐阜懇親會の日取等を聞合せ同日岐阜縣美濃國厚見郡  
 岐阜町に來り時機を見合せ會場に臨む前一たび板垣に面  
 接し親しく政論の主義をも質問せんとして面會を請たれど  
 も遂にその事を果さず同六日同地富茂登村神道中教院に  
 於て開きたる自由黨懇親會に臨席し面前板垣等の演説を

聞き益々感憤の情を發し始終刺殺の機會を待居たる處同  
 午後六時過ぎ板垣退助の既に會場を立ち歸館せんとする  
 の形況を見て一步先に立ち次いで板垣出來るに付添ひ立關  
 を降る三四歩の所に至り兼て懷中せる短刀を抜き將來の  
 賊と呼り板垣の胸部を目ざして二ヶ所を指し被害者の  
 これに抗拒せる機に其右手に三ヶ所左手に一ヶ所面部に  
 一ヶ所合せて七ヶ所劍傷を蒙らしめ尙兇行を遂んとする  
 際内藤魯一後藤秀一等の阻當救護する處もありその場に  
 おいて直ちに逮捕に就たり而して醫師の鑑定に由り被害  
 者の負傷の致命の劇傷にあらざる後危險の症候を現せざ  
 るべしと云ひ現今に至つて殆ど全癒に至るを以て被告  
 の所爲の謀殺を行ひ其目的を遂ざりしものにて且その情

狀を見るに被害者に對し私しの怨恨を懷きしにわらず全  
 たく政論反對の感想より板垣退助の擴張せる主義總理せ  
 る黨派を一意に禍害變亂を醸生すべしと妄測し之を斃し  
 て其害源を塞ぐんと誤認し遂に此のごとき非擧を企て無  
 上の兇行を逞うせしものと思考せらる而して本件の實に  
 現行犯の顯著あるものに係るをもつて其兇行の事實に關  
 して第一被告人が遺したる訣別の手翰第二現場に於て  
 差押へたる兇行の短刀第三被害者の着せし刀痕ある白シ  
 ヤツ胸當第四岐阜縣警部補山崎正が作りたる檢證調書第  
 五醫員の鑑定書第六見證人内藤魯一等數名の證第七被告  
 人随意的白狀確實の証憑を具備せるを以て此犯罪に刑  
 法第二百九十二條豫め謀て人を殺したるもの謀殺の罪

と爲し此刑に處す同第十條罪を犯さんとして已に其事を行ふといへども犯人意外の障礙若くは失錯等に因り未だ遂ざるべきの正に遂たる者の刑に第一又の二等を減ず同第十三條重罪を犯さんとして未だ遂ざる者の前條の例に照し處斷すどあるを適用し死刑より減等處罰すべきものありとす且本件に付明治十五年五月五日岐阜輕罪裁判所豫審係り判事補横山成教に於て被告人の謀殺未遂犯の罪證明確ありと爲し岐阜重罪裁判所に移すの云渡しを爲したり右豫審云渡しに依り及公訴也と讀聞せらる此時檢事ハ被告人未だ犯罪實地の手續きを立ず判事も又未だ之を問はず證據物取調べの前に一應尋問ありたしと請求す(判)いま檢事の請求する廉を立よ(被)四月四日朝六時頃名

古屋西魚町旅人宿淺井かね方を立出て人力車にて批把島清洲を経て一ノ宮に車を乗かへ北方笠松を経て岐阜に至りしハ午後一時頃ありき直に懇親會場の時日を尋ねたれども分らず又岩田徳義の宅を訪ひ家内らしき人に尋ねたれば主人他行中の由にて該會の事の當地玉井屋方に自由黨の人々集まり居れば彼方へ参り問合されよと教へらるよつて玉井屋へ至りしに自由黨事務所といふ掛札の席へ案内せり爰に於て村山照吉藤吉某伊東一藏大野良治渡邊源太郎おといふ者に面會し懇親會場并に開會の時日を問ひ賛成員として臨席を乞しにこれを許せしゆる金一圓に切符を買とり黄昏に及びたれど未だ旅宿を定めざ

る赴きを話せし處同家に止宿するやう周旋致しくれし此  
時池田豊志智に面會し黨員の人々の各々寓所に歸り去り  
玉井屋に残りし村山渡邊と自分のみあり村山の別室に  
臥し自分の渡邊と同室に臥せり五日午前十一時頃玉井屋  
うちの新聞縦覽所にて新聞を開し又自由黨の席にて黨員  
と談話し正午喫飯の後上今町安藤重平方へ宿を替へまも  
あく岐阜の市街を徘徊し玉井屋へゆき板垣氏を尋ねしに  
まだ來着せずとの由あり再び歩を轉じ伊奈波に至り感  
慨の切れるより屢々歎息を發するとありて人の嫌疑を受  
んとを恐れ戀を散ぜんが爲國富座に入り芝居を見物し午  
後十時すぎ歸宿して寢に就く六日早朝より玉井屋に至り  
岩田徳義に面會して板垣氏に面謁を請はんため自分の名

刺を預けおきたるに來客多きをもつて面會をするを得ず  
漸々正午すぎに及びしゆゑ總理に後刻會場にて面謁を請  
ふべしと岩田に云置き旅宿に歸り喫飯して午後二時會場  
ある中教院へ往き會場へ板垣が臨むに座敷の中央に上  
面して座す筈ありしゆゑ自分の同座南側西寄の所に北面  
して座しめたるに午後三時板垣が臨むに際して其設けの  
席を改め東寄の所に座すとにあり自分の席といふ大に遠隔  
したれば演説を聴き素志を達するに便ならずと思ひ轉じ  
て東の二行目に座し又轉じて南側第一行の境に座を占め  
たり西隣に座せし小倉英之東隣の池田豊志智あり座定  
まる時村山照吉を始め一兩人祝詞を述べ次に板垣が演説  
を爲すにつき自分の一心に聞をれり次に内藤魯一演説を



爲す是亦注意して聞たり此演説前板垣の一度厠にゆきたるが其節の僅か兩人に案内せしかば事を行ふの好き機會なりと後にて考へ自分も尋て厠にゆき模様をみてかへりがけ板垣の背後を通り脊より刺んど思ひたれど頸に何にか衣をまどひをりて咽を刺に便あらず脊より刺すの卑劣なり又眞綿の入りたる衣類を着しをりての仕損ずべしと脚踏して果さず暫時にして共進社員外にたの者四五名の何か小室信助に談じて退場せり其後竹内綱の己も演説するはづあれど明日の都合もあれハ本日演説をなさず且板垣氏の是より歸館せらるべし見送りの爲各員の座をたつたよろしからずまで自分いさゝどり板垣の退場の午後十時頃にもなるべしと思ひしに斯早く退場しての折角の

計畫も水泡に属せんとを恐れこの機會失ふべからずと思ひ座を立て立開に出板垣の來たるを待受ける間もなく出來り立開の階にて靴を穿ち下りゆくとき自分の懐中せし短刀を右手にて抜に便なるため板垣の右に添ひ三四歩して短刀を懐中にて抜き直に板垣の二の腕をとらへ將來の賊とよび右手にて刺し返さんとする脛を蹴て其倒るゝ上へ乗かけ諸手をもつて剝らんと思ひしとき何人かしらず背後より自分の頭部を強撃せしたため一時眩暈そのさめたる時の己の身の五六間も他方に倒れをれり是また何人に投られしやしらず但し板垣を刺たるとき何故ぞといひたる聲せり板垣のいひしか但し他人がいひし言か覺えず又板垣の其時手を以て自分の刀を支へしハ武道に達した

る人との思ひれざるあり夫より出張の巡査に拘引せられ  
 岐阜警察に至れり(判)板垣を殺害せねばあらぬと思ひ込し  
 大跡の主意をす立よ(被)其主意に三條ありて之をけんごに  
 したるもの又三條あり故にまづ最初の三條をす立べし第  
 一板垣の國家を愛する情ありし王室に忠を盡すの念なし  
 維新の際に王室に忠ありし故高位高官にも擧られし  
 あるが其後の勤王の志ざし厚しといひたし然らば平凡  
 の者より却つて其害を國家に及す甚だしとす同人の六年  
 の冬退職しいまだ二ヶ月ならざるに民選議院設立の建白  
 をあしたりも其眞に國家を愛するものあらば在職中に爲  
 すべきものなり然らずして退職の後かゝる建白を爲せし  
 り彼の征韓論の容られざる不平心より出でたるものと考

へらるそれ民選議院の設立の國家の一大變革ともいふべ  
 きものあれば充分に民情を視察して後其建白を爲すべき  
 に其民情を視察する時日もあき僅か二ヶ月の後にこれを  
 爲せしは國家に忠ならずして全く不平心から出たるに相  
 違あし第二板垣の明治十年西南の役に際し國會開設を政  
 府に促がしたりき眞に民情を熟察して國會を開設せざる  
 べからざるの事情ありとせば右西南軍役の起らざる以前  
 か又の鎮靜の後ゆるくとや立るところそ本意なれ又自ら  
 出京もせず片岡健吉等を派して其建白をあさしめたるの  
 朝廷多忙の際に乗じその弱きに附こみたる手段あるべく  
 これ己れが不平心より出でたる處にて憎むべき仕方あり  
 (判)半途あがら問はん板垣が片岡健吉等をして國會開設の

建白を爲さしめたりとい何に由て認めたる(被)諸新聞紙并  
 びに世上の取沙汰に承知せり第三自由黨員の多く過激暴  
 慢の徒にして仕官をやめたる武人新聞社員及び新聞社に  
 關係せし者少しく洋籍を解し得たる少年輩及び無智の百  
 姓等あり故に自由権理のとを談ずるに當てり板垣を本尊  
 のごとく尊み自由の二字の殆んど板垣が私有物とありし  
 がごとくあるもその黨員の只勢ひに雷同せし者なれば自  
 由の眞理を知らず只歐米自由の國に倣へんと斯す自分  
 も自由の眞理を辨明するを得ざれども露國の虚無黨の  
 ごときにあらざるより自由黨の唱ふる處を以て眞の自  
 由とするものあかるべし又一の官令一の規則を發せらる  
 毎に其黨員の種々に非難し君國の民たるべき義務の何

れにあるをしるもの少く日本に板垣あるを知て天皇おの  
 しますとを忘却せしがごとし又人の思想の法律を得て制  
 すべからざるものあれば折にふれ事に託して政府官吏を  
 誹謗するものあり其官吏の怠りこれを責るも可あれど  
 彼の國家のため之を責るにあらずして己れが官吏たり  
 し時の榮花を忘れがたく自由を唱へて妄りに政府の信用  
 を人民に失はしめんとするの手段あり又板垣の少年無識  
 の輩を煽動して己れが勢力を張らんとす現に愛知交親社  
 のごとき提灯と鑑札とを社員に與へ自由政府とある時  
 の銘々へ俸禄を賜ふあど云觸すよし板垣の斯名望ある  
 人にて又斯國家に害ある人ありと思ひしゆえ殺さずんば  
 あらずとの念を起し同人を斃しあは他の黨員の自ら瓦解



裁判所  
て相原尚  
賢の公判  
を聞きし



すべしと考へたり右の譯あれども新聞雜誌及び世の風説にも万一誤りあきを保しがたし若自分が聞こみたる事と違ひ板垣にして眞の自由を唱ふる人あらば刀を抛ちて謝せんとの心組ありしが故に同黨の舉動を實地に目撃しました親しく同人の演説をきき精神のある處を知らんと思ひしあり是横須賀を發する目的にして自ら懇親會に陪したる所以あり(判)次の三ヶ條を(被)次の三ヶ條の第一の板垣が懇親會にての演説の大陽の求心力と遠心力とに比較し今の政府の干渉甚しければ其極終に壓制を施すに至る然れば自由といふもの得られまじとの意あり其説激あらずして激ある意を含み少年輩の腦漿に染込むがごとき説き方にて背面より政府を恨ましめんとするの辨説の

流石名士だけありて驚き入り然るに日本人たる者の第一に王室を尊むべきとを説ざるべからざるに其説く處一言も王室に及ばす巧みに政府を怨望せしめんとて其事物の指さるるも集會條例新聞條例讒謗律出板條例等を暗に干渉壓制ありとする演説を爲せし國家を害するものといひざるを得ず又右の演説の其口より出て自分の耳に入たるものあれば記臆して忘れずとに自分が一身を決したるときはのたれば恐らく誤りあかるべしこれ自分が板垣を殺害せんとせし現場の第一點あり第二内藤魯一の演説の政界論といふ題にて明治六年の板垣が政をとる時の政府ありしが其職を退きし後即ち明治六年後に至つての政府が公議をとらざると多し又八年の聖詔の板垣が起

草あり其文中漸次の文字記入の可否を木戸顧問と辨論せしとありしが終に木戸の説のごとく漸次の二字を記入する事とあり故に板垣の大いにこれを遺憾とせられしが此事を聞き誤まりしにや世に板垣を以て漸進主義を取るものありといふ人もあれど決して左にわらず又政府の如き漸進を主義とするにもわらず云々と述べたり然るに右木戸板垣兩氏が漸進の字論のごとき板垣が野に退きしといひいへども魯一あどに話すといふは政府の機密を洩すといふものにて魯一も又これを公衆に吹聴すべきものにあらず此説もし虚妄あらば傍にある板垣の魯一の言を取けすべき筈なるに黙して聴きあたるを見れば眞にありしとどおもひる然らば板垣が之を漫りに口外せしとありし

に相違あし百名以上も集りたる會場にて斯のごときことを告れば會員散じて忽ち斯々のとありしと百人につげ終に政府を悪さまに譏るやうに成行べし此時自分憤怒のやるかたあく直ちに飛懸らんと思ひしが稠人中あれば事を仕遂る能ふまじと思ひかへし腕を扼つて扣へをれり第三の同じく魯一が演説中昨年十月十二日の聖詔の文に國典に處す云々と有ども天子の仰せあくとも國法に背く者の罰せらるゝの當然のとあり豈是らの無用文字を挿さむを要せんやあど聖詔に對し奉りて不敬のとを發したりき且民間に充分參政の智識を有する者もありて實に廿三年を待に堪すあど自由黨中に錚々たる魯一にして斯のごとき言論を吐き板垣も又これを制せざるを見れば同黨の

殆ど我が皇統を絶さんと謀る者のごとく思はる斯る徒をして萬一勢力を得せしめあばかの北條高時足利尊氏のごとき所業をかさん計るべからずしかる時又南朝のごとき忠臣出て此徒を撲滅するに盡力すべしと雖ども天子の虚器を擁せられんとを思へば實に憂憤に堪ざるあり此三ヶ條の現場において實檢せしものあるが果して前に述べたる三ヶ條と符合せる故に總理たる板垣を殺しあば自由黨は自然と解散し不平の爲め一時同黨に入り自由の名を假りたるもの自然と悔悟すべし板垣こそ眞に憎むべき者ありと考へ一身を抛ち國家に報ずるの此時ありと決心し斯る始末に及びたれど自分平素武術に長ぜざるが爲またの板垣が運の強かりしが爲か素志を果し得ざりし

の實に遺憾あり今日事を遂げずして此法庭を開かれたる上の傍聴人に對しても面目なき次第あれど其主意をいはずして休みあんも口惜けれハ斯の申述るあり但し事を仕遂たる時板垣が首級を携へ警察署に自首し法律に觸したけの刑罰を甘んじて受る積りありし是決心の大意あり(判)決別書の其方が決心の書あり依て一應讀上べしとて書記をして之を朗讀せしむ此時檢事の世に尙聚と志しを同する者ありしも計りがたく又此大事を行ふに單獨にてあるまじとの疑がひある廉を訊問ありたむと述ぶ(判)只今檢事の請求せし廉を申立よ(被)自分の考へにての世に自分と同志の者もあるべしと思へど此事を行ふに當り決して共に謀りし者あし扱前參議たりし人々にて現今政治

に心を用ゆる者ハ板垣のみ餘ハ西郷前原江藤等のごとき  
 者にて皆反旗をひるがへして斃れたり然るに若し西郷に  
 まれ江藤にまれ其反旗を擧げざる前に自分のごとき者の  
 手に殺害されたらんに其人の忠臣たるの名を失ふはず  
 却つて一書生のために殺されたりとて憐れまるべし又多  
 く國庫の貨幣を費やすにも至るまじこれ國家の爲に大  
 害を未萌に防ぐの手段といふべし自分ガ認むる處にてハ  
 板垣ハ既に害心ある者と察し早晩反旗を擧る人たるを知  
 れり夫故にこそ前述の目的を以て此事を擧行したれ然れ  
 ども自分ハ學識亦く筆舌を以て板垣を説伏するの力あけ  
 れバ已むを得ず腕力に訴へて此事ハ行ひしが若し自分に  
 して筆戰若くハ舌戰を能する者なりせば飽まで板垣と辨

論し其邪説をとき破るべきに自分ガ智識の足らざるが爲  
 め故らに詐僞をもつて同黨に近寄り低頭して假りに同黨  
 に加はりたる者を見せたるさど前後の舉動において卑劣  
 を極めたれど事の成否を期するの已むを得ざる手段に出  
 たるものあり自分も知る者あければ今暫く壯烈ある術を  
 用ゐたく思ひたれど同謀者あきゆゑに斯卑劣にも欺し討  
 に等しき所行を爲したりこれ同謀者あき證あり尙御不審  
 の廉あらば御垂問あれ(檢)現場に同謀者あかりしとの今  
 申立にて明瞭あれど他に教唆誘導せし者ハなきや訊問あ  
 りたし(判)檢事の請求に答へよ(被)御訊問あれど一命を抛ち  
 てなすべきとの決して教唆誘導の爲に爲し能はざる處あ  
 り由てこの舉に就てハ他に教唆などせし者あし(判)此目前



の證據物につき意見あらば申立よ(被)短刀及訣別書の相違  
 あり但し胸當の儘かに板垣のものあるか其邊のしらず當  
 時板垣が上に着せしハ臘虎皮の衣類と見しまてにて其胸  
 當の見ざりし様に覺ゆ且疵の少々高きやうあれども如何  
 ある譯かしらずとのぶ此時(判)本日ハ既に退廳時間も過た  
 れハ是にて閉庭し引つゝき明朝事實の辨論豫審調書を讀  
 聞すべしと命ず其時に午後三時四十一分一同退廳せり翌  
 六月廿七日午前九時廿分開庭判事以下前日のごとく着席  
 して被告及辯護人を呼入れらる(判)本日ハ検視書醫案  
 豫審の調書を讀聞すべしとて書記に命じて山崎警部の作  
 られたる檢證調書と西川病院副長の診斷を朗讀せしめ且  
 四月廿八日診斷に由バ被害者の疵所の殆んど全癒せしと

のとなり被告に於て左様心得べしとのべ又次に檢事の訊  
 問調書三通豫審の調書六通其正誤一通と外に尙聚父仙友  
 の申立書を朗讀せり(判)右書類につき申立るとあらば逐一  
 のべよ(被)右書類につき申立るとあらば但し山崎警部の探偵  
 書に自分の母ハ繼母あるが故に家内睦しからず依て放蕩  
 して尾張三河を彷徨せりとかくどあるハ誤りたり自分  
 の母ハ繼母に相違なければ元與女中を勤めし者にて世間  
 の繼母の類にあらず實母にとあらざる者あり聊母のため  
 に一言するのみ然れども公判に於ていどらば別に申立る  
 となければ是にて證據書類の取調べ了り今より事實の辨  
 論をはじむべしとつゝ此時檢事曰く該案ハ著明なる現行  
 犯にて被告人直ちに縛につき見證人も又數名あり實に

裁判例に於ても稀に見る處の確乎たる犯罪の件あり又檢  
 事并に豫審の取調べ及び公判席に於ても原因豫謀決意行  
 兇の模様等明瞭に申立たる上りもはや當職が事新らしく  
 辨論するヶ條あり但公訴狀を復讀するに、たれども其緊  
 要の點のみを簡單に擧べし第一被告人の精神の錯亂せし  
 とおきや第二板垣を死殺する目的ありしや第三此行兇の  
 豫謀に出しや第四政治上の感覺心に起り一己の私怨にあ  
 らざりしや第五全く共謀者あらざるやの五點あり而して  
 第一點の被告の血統に瘋癲ありしを聞す世人の目して狂  
 人ありと評するに拘りらず被告の狂と稱するを愧るに似  
 たり其他の所爲に於ても精神の確なるの明瞭あり第二點  
 の父母等への訣別書に板垣を殺すと明文あり任意の白狀

に於ても同様なれば此點も明瞭なり此三點の被告人の供  
 述に依れば親しく其精神の議論を聞き板垣の眞の自由を  
 唱ふる人あれば刀を抛つて其始末を板垣の面前に訴ふべ  
 き筈ありしと云へば豫じめ謀りし者にあらずして懇親會  
 場にはじめて殺意を起したるかどの疑ひあるやも圖られ  
 ずと雖も決してしからず被告の決意の已に訣別書に明文  
 あり名古屋にて短刀を購求したるにて明瞭あり親しく板  
 垣の言論を聞かんとするの決心のうへ決心といふべくし  
 て懇親會場に於て始めて始めて決心せしものに非ると疑ひを容  
 るべからず第四點の行兇人被告人が是まで一度も面會せ  
 しとあく板垣も更に知らずといへば一己の私怨等にあら  
 らず全く政治上の感覺より發したると明瞭にて殆んど國

事犯に似たるものあり第五點の被告人に於てはあはだ緊  
 要の點に非ずといへども本職の公益を保護するの點より  
 聊か辨ぜざるべからず此の世間に於ても決して單獨の所  
 爲にあらざるべしあど風評し甚しき共謀者のその嫌疑  
 の點の漸次消滅し遂に無罪放免とあり今日に至つての本  
 職もまた共謀者あきを信ず茲に又公益保護上より一言せ  
 ざるを得ざる事あり此所爲の通常の謀殺未遂犯あれども  
 被害者の位地の自由黨總理にして方今の世間の政黨の競  
 争はあつたしき時あり又被告人も板垣の一身を目的とす  
 るにわらずして該政黨にあり故に國事犯の性質ありと謂  
 ふも可なり直接に被害者に與へたる苦痛の何れの謀殺に  
 おけるも亦同じけれども寧ろ間接に世間に與へたるの害

の政黨の軋轢等に濫濫の殺氣を負ひ政治上の論說の一變  
 して讒謗とあり再變して腕力とあらんとす斯のごとき形  
 勢の被告の此事より起る結果あり又政府に危懼を抱かし  
 め人民に暗殺の得策あり政黨あどに最も善きものあり  
 りと思ひしき實に此件の公衆に對し無量の害を萌さしめ  
 暴ひますく暴に至るを養生せんとす是等の公訴狀の餘  
 意を述ぶるに過ぎず此外事實について辨論するとあし  
 (判)今檢事の陳述につきや立つとあらばや立よ(被)檢官が公  
 訴狀の餘意として述べられたるといふ自分も已に檻内にあ  
 いて左もあつるべしと考へたり國家を愛するを爲し却つ  
 て國家に害を與ふるのこれ全く板垣を斃し了らざるが故  
 かり自分斃し得ざるを恨み世人に危懼の念を抱かしむ

是等の罪みな被告の一身に集れり被告の死刑に處せらるゝも毫も悔ゆる處なし唯彼を斃さいれば早晚反旗を擧ぐるのときあらん今とありていその早く斃さいりしを怨むのみ被告の從容として死に就くを欲するものなり其他檢事の陳述につき申立るとあるし(判)辨護人に於て申立るとわらば申立よ時に辨護人寺島辨二郎起て曰く檢官の五點を擧られたるうち第三點の外申立るとあるし第三點につき意見あり檢官の父母弟妹へ遺書及び短刀購求を以て豫謀なり決意なりと述べられたれどもこれ眞の決意にわらず尙意思の往來中あり何とあれば一面識なき板垣あれば面會のうへ親しく其言論を聞き氏にして眞の自由家あれば刀を抛うつて面前に謝すべしとの意あり然るに彼等の演説を

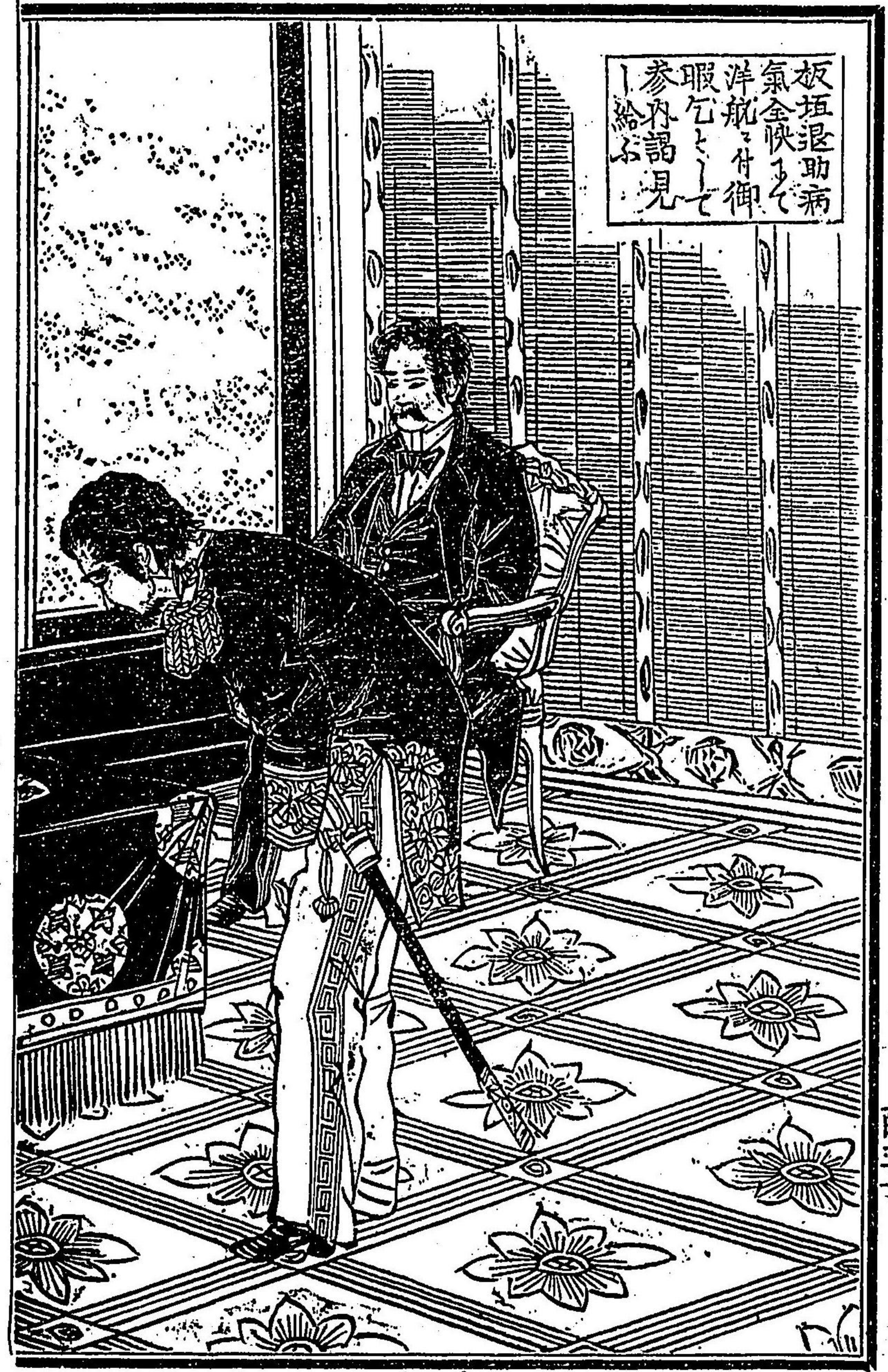
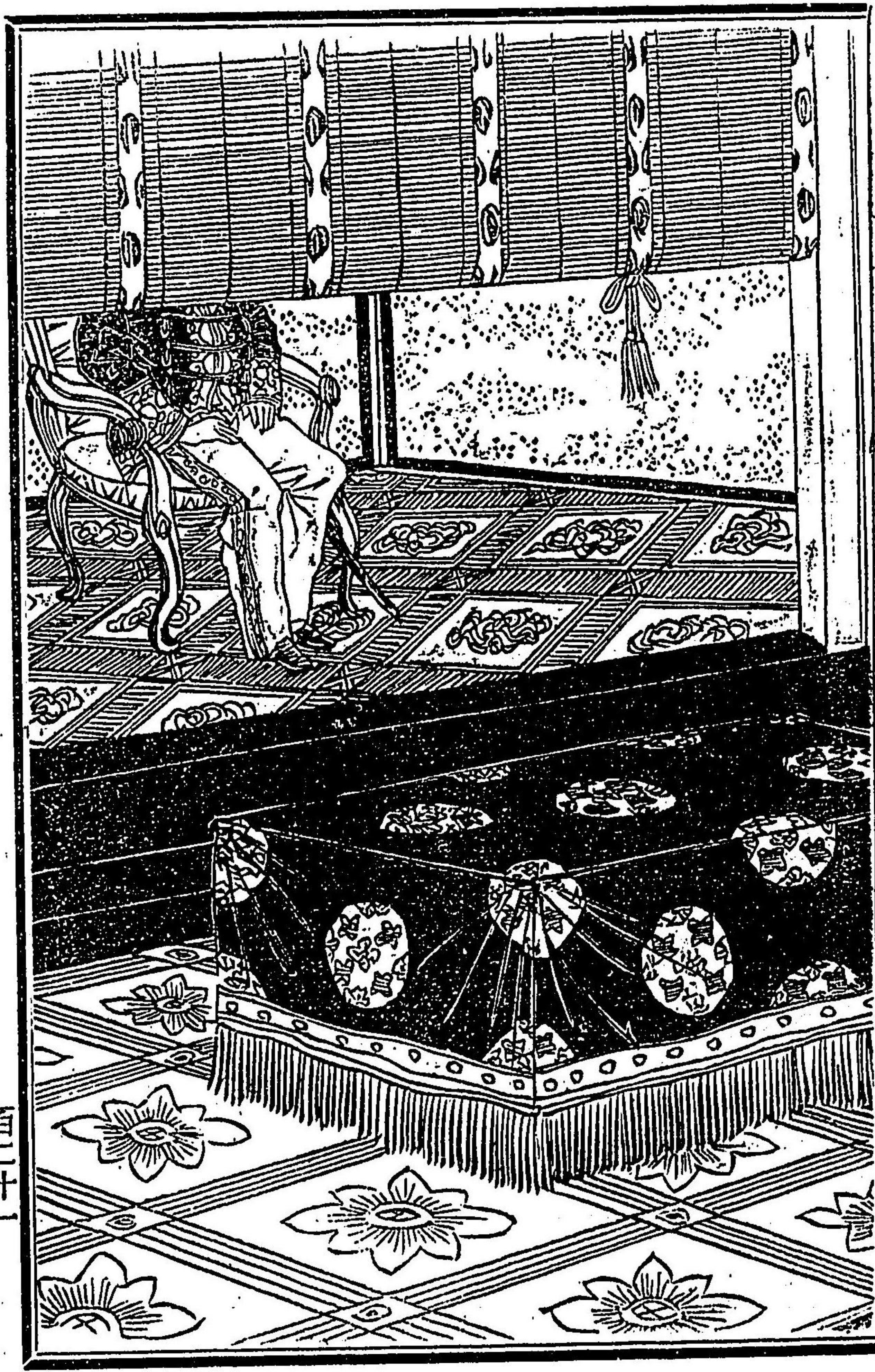
聞て感憤を起し其熱情の抑ゆる能はざるより爲せしとあれば是の故殺所爲といふべし又檢官の述べられたる餘意を駁すべしとの事について今日被告の辨護人あれば勢ひ自由黨員に觸るゝ語氣あるやも計りがたし決して讒謗のせざれども是已を得ざるにあり故より前以て裁判長以下傍聴人諸君へも斷り置なり先尙聚が性質より述べんとこれより警部巡査の探偵書及び尙聚父友仙の申立書中性質に係る毎項を提起して又曰く被告人の如是き性質あり則ち温順謹直の者ありと云ふも決して辨護人の過言にあらざ此性質にて此暴擧あるの痛惜に堪へざるあり之に反して自由黨の池田豊志智を縛するの景況を見るべし辨護人の實況を見ずといへども岐阜日々新聞の辨妄によつて明

らかありまた當時池田と同席にありし中村實速(則はち此傍聴席にあり)に對してぐづぐづすれば引立る又の殺して仕舞へと云ひしとありこれ亂暴にあらずして又同業の田島鹿之助のとき玉井屋の一室に拘留せられ請書を取らるゝ如き又の共進社の鍵谷龍男に對し該黨の自分に腕まくり連中と云へり鍵谷も玉井屋に閉籠められ或る一人の足を揚げて鍵谷の横腹を蹴たり實に湯一ぱい水一ぱいを與へずして深夜に至らしむ自由黨の己れ自由あれば人の不自由にても構へぬものか檢事の世間云々と述らるゝ故辨護人も輿論をもつて證を立べし現に有名ある東京の法律雜誌においても該黨の司法警察の職權を犯したりと論ぜり東京日を新聞板垣氏に擬したるの尙聚あり間接にこ

れが因をあたしたるの彼少年輩ありといへり明治日報にも云々どありこれ輿論なり尙聚が此所爲の却つて該黨に幾分か戒心を與へ護るべしと存ず板垣氏の來りたる時岐阜の人民の何と云ひしか「綾小路が又來た天一坊の御止宿所あり」と風評せり板垣の名士にもせよ法律上に於ての等しく一人あり此外に予立るとあり(檢)辨護人の被告に減等の情ある口氣なれども社會に對し通常の謀殺と異あり世間に實惡を與ふると實に甚だしとす此とに付ての別に辨論を用ひず裁判長の明判にゆづる(判)尙中立つるとありや(辨)最はや述るとあり(判)事實の辨論は是にて終れり刑の適用の如何(檢)刑の適用の已に公訴狀にあり刑法第二百九十二條豫め謀りて人を殺したる者云々第百十二條云々犯人意外

の障礙若くは失錯により未だ遂ざる時ハ一等又ハ二等を  
 減ず第百十三條重罪を犯さんとして未だ遂ざる者ハ云々  
 に依るものとす其減等の一等か二等かハ裁判長に任ず(判)  
 刑の適用につき意見あらば申述よ(被)述へきとあし辨被告  
 の所爲ハ故殺なり刑法第二百九十四條故意を以て人を殺  
 そ云々によるものとす其未遂犯の廉ハ檢事の意見に同じ  
 且酌量すべき情あり第八十九條第九十條により本刑に二  
 等を減じ所斷あらんとを乞ふ(判)此他申立べきとなきか一  
 同申立るとあしと答ふ(判)總ての辨論ハ茲に終結せり明朝  
 公判を云渡すべしと退廳を命ず時に午後一時なり翌六月  
 廿八日正午十二時三十分公庭を開き裁判長ハ被告へ左之  
 通り宣告せられたり愛知縣尾張國愛知郡田代村士族相原

友仙長男相原尙聚被告相原尙聚に對する謀殺未遂事件豫  
 審の云渡しに因り檢事の公訴を受理し檢事奥宮正治被告  
 人及び辨護人寺島辨次郎出廳のうへ審理を遂る處被告ハ  
 ハ近年世上民權自由の說を唱へ暴慢過激の徒ありて終に  
 王室を蔑視するに至らんと明治十三年の頃より深くこれ  
 を憂慮し居たるに明治十四年十月十二日の聖詔により國  
 是已に定りたるも尙も自由急進の風潮日に甚だしく夫の  
 自由黨のごとき動もすれば政府に激昂するの言論に涉り  
 自由を濫用して王室の尊崇を忘るゝがごとき情勢に傾向  
 せんとす夫れ斯のごとき主義をして汎く民心に感染せし  
 めば遂に社會の秩序を紊亂し我邦固有の國脈を損壞し  
 不測の禍害を醸生するに至らんと非常の感想を起し獨り



板垣退助病  
氣全快  
洋航之付御  
暇乞  
参内謁見  
給ふ

筋にこれを痛歎するの餘其黨魁唱主と目指する板垣退助  
 を斃さば黨衆自から潰散し將來の禍害を未萌に防ぐの良  
 策あらんと固執し遂に同人を刺殺すべしと決定し名古屋  
 尾張町山田伊藏方に於て買得たる短刀を懐にし故らに明  
 治十五年四月六日岐阜縣美濃國厚見郡富茂登村神道中教  
 院に開きたる自由黨懇親會に臨席し無意の躰にて板垣退  
 助等の演説を開き其時機を暇ひ居るに幸ひに黄昏前退席  
 するに際し敬送の躰を示し玄關を降るや否や携ふ處の短  
 刀を以て退助の胸部其他數ヶ所に創傷を負せ尙兇行を遂  
 げんとする際内藤魯一後藤秀一等の阻碍救護する處あり  
 殺害を果さざりしとの被告人任意の白狀其父母弟妹に與  
 ふる訣別の遺書現場にて取上たる短刀被害者の着せし血

痕のあるシャツ胸當警部補山崎正力作りたる檢證書醫員  
 の診斷鑑定書見證人の陳述書等證憑明白にして其所爲即  
 ち謀殺未遂罪あり之を法律に照すに刑法第二百九十二條  
 豫め謀つて人を殺したる者の謀殺の罪とあし死刑に處す  
 同第一百十二條罪を犯さんと謀つて已に其事を行ふといへ  
 ども犯人意外の障礙若くは失錯により未だ遂ざるときは  
 已に遂たる者の刑に一等又は二等を減ず同第一百三條重  
 罪を犯さんとして未だ遂ざるもの前條の例に照し處斷  
 すとあるにより死刑より一等を減じ無期徒刑と處す但し  
 犯罪の用に供したる短刀の沒收す右にて相原の處刑濟同  
 人の後北海道樺戸の集治檻へ護送されたり噫自由を斷ん  
 どして其身自由を斷つ其精神や嘉すべきも其愚や笑ふべ



し斯て板垣君あほも自由改進の道を擴張せんと正四位後藤象次郎正六位今村和郎君と俱に佛國へ向け洋行されしに維明治十五年十一月十一日の事ありし是よりして自由の日を追ひ進み改進の月に歩を迅くす國家の榮思ふべしと聊か板垣君が遭難の顛末を書して童蒙婦女子に知らするの便とあしぬ

(大尾)

### 金松堂新版發兌書目

爲換ハ瀟草橋郵便局へ宛御廻シテ乞郵便切手代用不苦且前金ヲ要旨トス

從三位公爵德川家達公題字  
泥舟高橋精一君題字  
元老院議員正五位中村正直君序  
故成島司直老翁先生自序

### ○改三河後風土記

東照神君之眞像入

無類洋綴頗美製密書入  
全二冊定價七圓  
正價貳圓五拾錢  
遞送料申受ズ

該書者近代學問文藝を以て其名を天下に轟かせし故成島柳北翁の尊父ある司直老先生幕府の大命を蒙り親しく訂正せられしものなるを以て多年間是を秘藏し敢て人に示さざりしを今回弊書店に於て新刊發行せるといなりぬされバ從來世上に多く散見する處の書冊とい其事實の精粗たるの固より天淵月窟の差異あるを見るとなるへし江湖の諸君幸に一回本編を緝き賜ひ眞偽自ら瞭然たらん歟

### ○近世紀聞

染崎延房著 松齋吟光密書

全部壹卷洋綴美製 定價金貳圓五拾錢

遞送料申受ズ

該書ハ嘉永六癸丑年相州浦賀港へ始メテ亞米利加ノ軍艦渡來セシヨリ幕府甚ダ苦慮セラレテ之ヲ諸侯ニ質問アルニ到底和戰ノ二ツトナリタル故公武ノ間ニ紛論ヲ生シテ議決ニ至リ兼シテ彦根中將ノ僭斷ヲ以テ米國其他ノ各國ト互市ノ條約ヲ結ビシヨリ勤王ノ諸士ハ中將

ナ悪ミ遂ニ万延元年三月三日櫻田外ニテ彦根侯ヲ刺殺シ尋テ文久二年ニハ安藤閣老ヲモ暗殺ナサント謀ル等ノ事ヨリ世上ノ舉動一方ナラズ諸戦争ヨリ地震其他凶年大風雨等ニテ萬民ノ困難ヨリ維新以來西南ノ戦争等ニテ大團圓ヲ結ビタル迄一モ漏サス悉皆書綴リタル良書ナレバ四方諸君幸ニ本編ヲ緝キ賜ハハ眞偽自カラ瞭然タラン

万亭應賀翁先生著述  
猩々曉齋入道先生密書

○**版權許 釋迦八相倭文庫**

世尊肖像入

全部六十五編大尾西洋綴頗美本全二冊 定價金五圓 遞送料申受ズ  
是ハ釋迦世尊世に出生する奇瑞衆生濟度のため王位を棄深山に入難行苦行をつみ出山して涅槃に至る迄庶人の機に臨み變に應じて教化する德行娑婆往來八千度の因位の物語り羅漢諸弟子の履歷五戒及び方便瞋恚懺悔禪定忍辱神力智慧造惡慳貪供養精進報恩孝行不孝懈怠等の人身に大益ある條にハ悉く其要文と事跡の譬迄皆梵説を倭國の人情に文意を摸寫すれば是に頼る幼年達は世尊の手づから寶玉を授りて善道の京へ登る其捷徑ハ此書なり

梨堂三條公題辭  
猩々曉齋先生書

久保田梁山先生著述  
島田仙州君淨書

○**熟語 皇國文證大全**

全一冊 定價金七十五錢 遞送料申受ズ

該書ハ朝野日用ノ文類ヲ四季ニ區分シ附スルニ吉慶祝賀罹災凶事吊喪等ヲ以テス且ツ頭書

ニハ尺牘作爲ニ要用ナル類語ヲ集メ而シテ初丁ニ必用ノ助字虛字ヲ掲ケタレバ幼童少女ノ御方ニモ解シ易キ書ナリ卷末ニハ現今改正シタル証書文例數百條ヲ集メタレバ坐右ニ置ベキ書ナリ因テ江湖ノ諸君一閱シテ御購求アラソフヲ冀望ス

伊藤博文公題辭  
巖谷一六君題辭  
川田老漁君序

宋疊山謝枋得編次  
日本久保田梁山先生訓譯

○**語頭 文章軌範讀本**

全二冊 定價金六十錢 遞送料申受ズ

該書ハ梁山翁文章軌範ノ善本ヲ撰ヒテ異同ヲ校シ誤謬ヲ正シ註釋ヲ去リ頭ヲニ略解ヲ掲ケ正本貳冊トナシ初學者ノ讀本ニ盡力シタレバ訓譯モ又々簡便ニ至テ見易ケレバ質問ノ一助ニナリ因テ諸學校ノ用要ハ勿論英童敏女御教育ノ御方ハ一讀ナサレバナラザル良本也

稻香居士宮城縣知事松平正直君題字  
中村謙先生序  
久保田梁山老先生編輯

○**語頭譯語 正續文章軌範**

銅板 美製 定價金壹圓  
全四冊 別製白紙摺帙入定價金壹圓廿錢  
遞送料不申受候

該書ハ梁山翁文章軌範の善本を選ひ異同を校し誤謬を正し註釋を去り片假名を附せしものなれば初學者坐右を缺く可らざる良本也本文の解し難き處を頭に訓譯を施したれば師を取らずして一目瞭然たらん歟是れ文章軌範獨學の隨一なれば四方諸君幸に本編を緝き賜ハハ眞偽自ら瞭然あるを知り賜へ

曲亭主人著

●椿說弓張月

洋本綴合本一冊  
定價二圓四十錢

●繪本西遊記

西洋綴全一冊  
定價壹圓八拾錢

●繪本楠公記

西洋仕立全一冊  
定價壹圓五拾錢

●赤穂精義參考內侍所

洋本綴全一冊  
定價壹圓八拾錢

●繪本柳菴美談

西洋綴全一冊  
定價壹圓五拾錢

●護國女太平記

西洋綴全一冊  
定價七拾錢

●きり丸與二郎實記

西洋仕立全壹冊  
定價金七拾錢

●敵討天下茶屋

西洋綴全一冊  
定價金七十錢

●繪本英雄美談

西洋綴全一冊  
定價金一圓五十錢

●萬民英學自在

西洋仕立全一冊  
定價金二拾五錢

●青砥藤綱摸稜案

西洋綴全一冊  
定價金壹圓

●繪本岩見武勇傳

洋本綴全一冊  
定價金壹圓卅錢

●鈴木主水柴枯錄

西洋仕立全壹冊  
定價金壹圓拾錢

●石川五右衛門實記

西洋綴全壹冊  
定價金壹圓卅錢

●幡隨院長兵衛實記

西洋仕立全壹冊  
定價金七拾錢

●水戸祭禮 沖田二子仇討

西洋仕立全壹冊  
定價金七拾錢

●繪本楠公記

日本仕立五冊大尾  
定價壹圓五拾錢

●佐野誠一郎著 小學躰操便蒙

西洋綴全一冊  
定價七拾錢  
各縣中小學校參考書ナリ

●板垣君近世紀聞

西洋綴全一冊

●蓆旗群馬嘶

西洋綴全一冊

●夜嵐於衣花廼仇夢

西洋綴全一冊

●新編伊香保土產

西洋綴全一冊

●賞集花之庭木戸

西洋綴全一冊

●算法開平全書

半紙本全一冊  
定價金四拾五錢

●開化早割塵劫記

同全一冊  
定價金拾五錢

●古谷定吉著 算法通書

全二冊  
定價五十錢

●開化三體用文

同  
定價金廿五錢

●增補明治節用集大全 全一冊 定價金壹圓卅錢

●真草早引開化節用集 銅版橫本全 定價五拾錢

●漢語用文 伊呂波字引 全一冊 定價金六拾錢

●富田銀一郎註釋 土佐日記註釋 全一冊 定價七十五錢

●開化算術大成 半紙本全一冊 定價金九拾錢

●明治塵劫記 全一冊 定價二十錢

●數開平開立教授書 半紙本全一冊 定價金三拾錢

●校廣益字林小成 銅版小本全 定價金四拾八錢

●英文漢譯 即席綴成自在 全一冊 定價金廿五錢

橋岡卿編輯

●銅版開化玉篇

全一冊 定價金二圓

宮本與晃著

●袖珍日本史類玉編

西洋綴小本 定價金六拾錢

●金松百人一首

同全一冊 定價金拾五錢

●小倉百人一首

銅板中本 定價金四十錢

附源氏五十四帖

●新撰歌集音曲大全

西洋綴全一冊 定價金三十拾錢

片山國太郎編

●日本地理全圖

彩色全一折 定價六十錢

曲亭主人著

●椿説弓張月

和本綴壽表紙 全十卷 定價二圓廿五錢

同著

●繪本西遊記

全七卷 定價一圓八十錢

金梅鉢

●譽名木宮本左門之助武勇傳

全二冊 五十錢

●郵便開化子供用文

同全一冊 定價金拾五錢

●今人名譽百首

銅板中本全二冊 定價五拾錢

●藝妓三十六佳撰

同全一冊 定價金貳拾錢

●醉客必携歌曲大全

洋綴小本全一冊 定價金三十拾錢

●英國政治論說

西洋綴全一冊 定價金五拾錢

●伶俐小談

定價二十錢

●雪鏡談

全三冊 定價金六十錢

曲亭主人著

●青砥藤綱摸稜案

全四卷 定價壹圓

万應應賀著

●萬福天カラフル

中本活版 定價金二拾五錢

明治十五年六月十四日 御届  
全十九年九月廿七日 別製御届  
全年十月中旬 出版

定價七十錢

東京府平民

編輯者 中島市平



日本橋區通三丁目五番地

東京府平民

出版者 辻岡文助



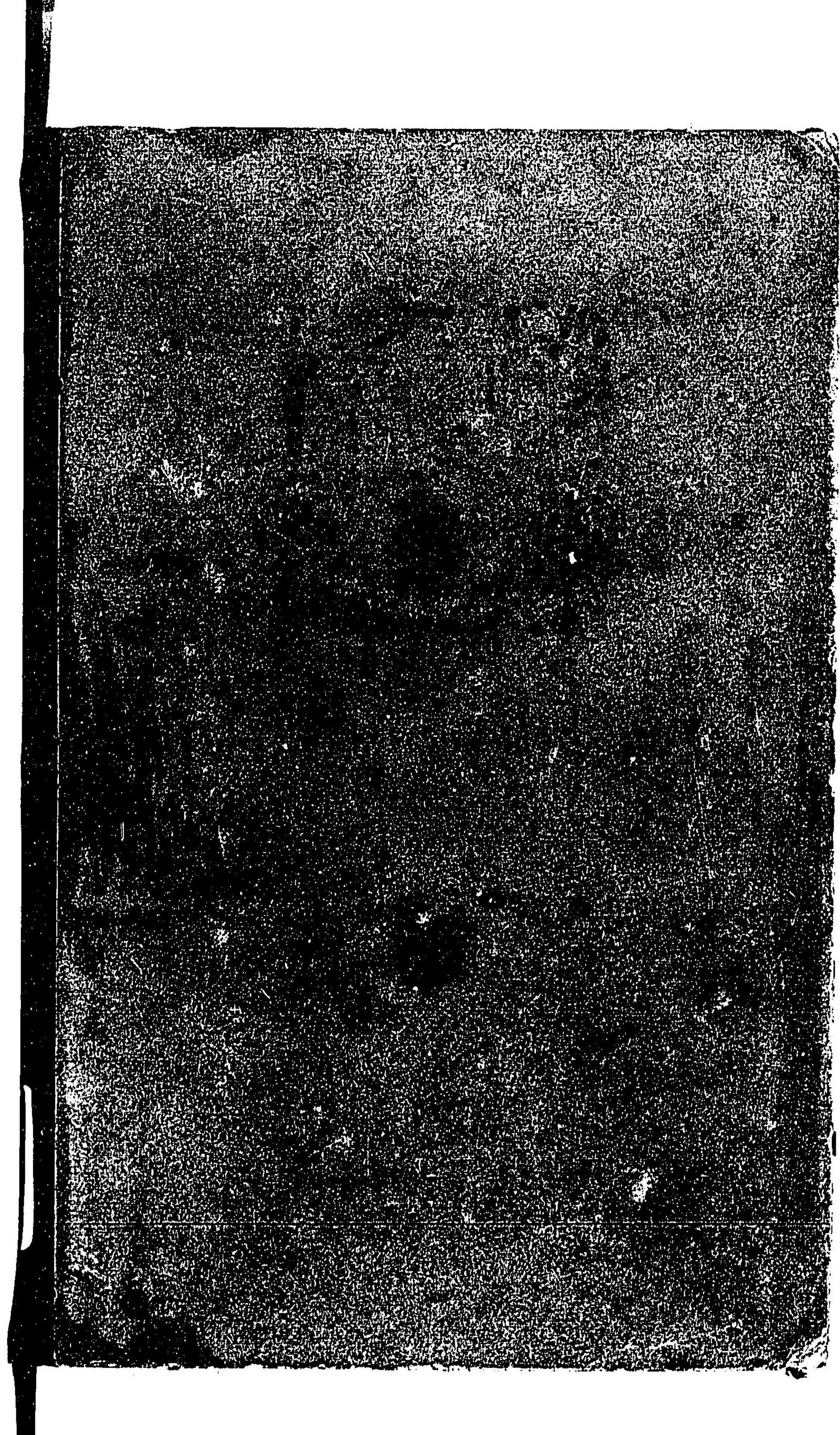
日本橋區橫山町三丁目二番地

發賣元 金松堂



全所

東京 羽衣金印行



板垣君近世紀聞

205024-000-7

特11-43

板垣君近世紀聞

中島 市平/編

M19

EDV-0016

